# 施設使用料の見直し(案)について

区立施設の使用料については、行財政改革推進計画に基づき今年度に見直すこととしているが、負担の公平性、受益者負担の適正化の観点から、集会施設、体育施設、目的外使用施設の使用料について、以下のとおり見直すこととする。

# 1 施設使用料の算定対象経費

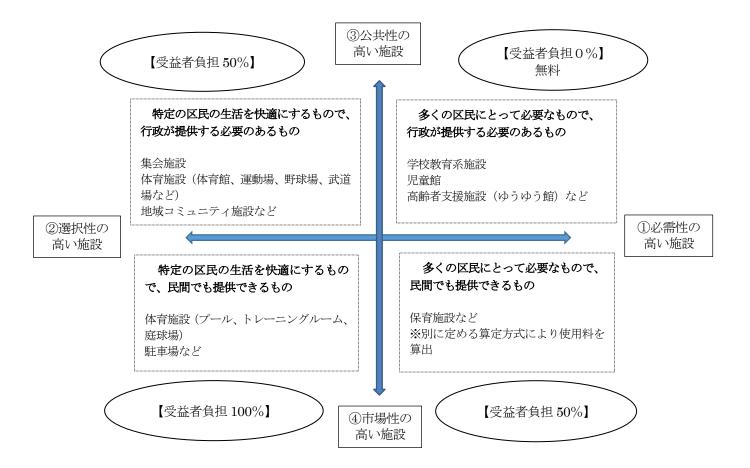
利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、施設に係る経費の全額を算定対象とする。

現行	施設にかかる維持管理経費
2013	【直接的人件費+維持管理経費の経常的経費】
	施設にかかるフルコスト(原則)
見直し後	【人件費(区職員を除く)+施設建設費(減価償却費)+維持管理経費の経
	常的経費】

※直接人件費:利用者に対して直接サービスを提供する要員に係る人件費 ※維持管理経費の経常的経費:委託料、光熱水費等、経常的に支出する経費

### 2 施設の性質による負担割合の導入

施設の性質により、公共性と市場性、必需性と選択性の4区分に分類し、施設利用者の負担の割合を設定する。



#### 3 目的外使用施設使用料の見直し

現在、目的外使用をする際の使用料については、集会施設の2分の1と設定しているが、この使用料の設定は、昭和60年の使用料改定時に定めたもので、施設利用をめぐる状況は大きく変化している。現在、集会施設と目的外使用で施設利用の便益性に大きな差異はなく、受益者負担の適正化の観点から、目的外施設の使用料は集会施設の2分の1とする設定を廃止し、集会施設と同額とする。

#### 4 その他

○高齢者への減額制度の検討

体育施設の一部について高齢利用者の減額制度を拡充する。

○負担軽減措置

見直し後の使用料が現行の1.5倍を超える施設については、1.5倍を上限とする。

○特定施設の割増

ホールの一部(セシオン、勤福)については、他の区民会館ホールとの比較において設備や仕様が異なること、興行的利用が多いことから使用料は他の区民会館ホールの 1.5 倍とする。また、音楽室、ピアノ室等の使用料については、部屋の仕様や備付備品が通常の集会室とは異なるため、現行と同様に、それぞれ通常の集会施設の 1.5 倍、2 倍とする。

### 5 見直し後の使用料、収支見込

負担割合50%となる集会施設、体育施設の一部では、使用料が引き下げとなり、負担割合100%となる体育施設については、引き上げとなる。30年度決算をベースに種別ごとに新たな使用料に置き換え試算した収支見込は、下表のとおりである。

種別	30 年度決算額	見直し後	増減
集会室	約 146,000 千円	約 116,000 千円	▲30,000 千円
ホール	約 38,000 千円	約 42,000 千円	4,000 千円
目的外使用	約 15,000 千円	約 24,000 千円	9,000 千円
体育施設	約 141,000 千円	約 159,000 千円	18,000 千円

#### 6 区民等の意見提出手続(パブリックコメント)等

現行の算定方法を変更することになるため、令和元年10月1日から10月31日まで 区民等の意見提出手続(パブリックコメント)を実施する。

なお、パブリックコメント実施に合わせて、広報すぎなみ10月1日号で今回の見直し (案) について区民周知をするとともに、各施設においても施設利用者等に周知を行う。

#### 7 今後のスケジュール

令和元年10月 区民等の意見提出手続(パブリックコメント)実施

12月 使用料・手数料等検討委員会、行財政改革推進本部、経営会議にて見直し(案)の決定

令和2年 2月 第1回区議会定例会 条例改正案提出

4月~ 見直しによる新料金等の周知

11月 新使用料 施行

# 施設使用料の見直し(案)の概要 令和元年9月

区立施設の維持管理や運営には、多くの経費がかかり、この経費の一部を施設利用者が負担する使用料で賄い、残りは区民全体の税金で賄っています。施設にかかる経費は年々変化し、定期的に見直しを行う必要があります。

今回の見直しに当たっては、施設利用者と未利用者の負担の公平性の確保や、受益者負担の適正化をより明確にすることとし、算定方法を含めて見直すこととしました。

#### ○集会施設使用料及び体育施設使用料

#### <使用料>

平成30年度決算額をもとに、令和2年11月から使用料を改定します。なお、改定額については、P.3以降の使用料の算出例の表1~表4をご参照ください。

#### <使用料の算定方法>

集会施設については、1時間当りの1㎡あたりの使用料原価を算出し、利用施設の面積と使用時間数に応じて、各施設の使用料を算出しています。

また、体育施設については、同種、同規模の施設の1時間当りの使用料原価を算出し、時間数(基本2時間)で、使用料を算出しています。

#### ○使用料の算定対象経費の見直し

区ではこれまで、原価の一部を施設使用料を算定するための対象経費としてきましたが、施設利用者と未利用者の負担の公平性の観点から、原則として施設にかかる経費の全額を使用料算定の対象とします。そのうえで、経費の性質上、施設利用者に負担を求めるべきでないものについてのみ、対象外とします。

#### ①使用料算定の対象経費と対象外経費

	種 別	内 容	現行	見直し後		
人	区職員人件費	区において、施設管理事業などに従事する職員人件費	対	象外		
件	直接的人件費	利用者に対して、サービスを提供する要員(プール監視、舞 台関係等)の人件費	対 象			
費	間接的人件費	利用者に対して、サービスの提供に関わらない要員(受付等) の人件費	対象外	対象		
維持管	経常的経費	施設の維持管理やサービスを提供するために必要な光熱水 費、物品等の購入、業務の委託料、機器の借上げ等に要する で、経常的に支出する経費	②のとおり			
理経費	臨時的経費	対	象外			
資	土地取得経費	土地は将来にわたり資産価値として残るため除く。	対象外			
本的	施設建設費(減価償却費)	施設は公の施設として、貸出を目的として建設されたもので、 利用者と未利用者との負担の公平性を考え、施設利用者の負担とする。				
経費	大規模修繕費	施設建設費に準ずるものとして取り扱うもの。(固定資産台帳 に登載され、減価償却費に加算される)なお、小規模修繕は、 経常的な維持管理経費として対象経費とする。	対象外	対 象		

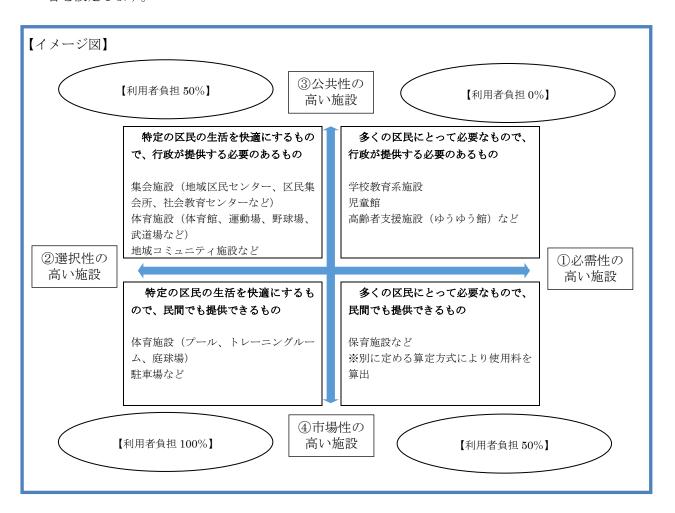
#### ②経常的経費のうち、対象経費と対象外経費

原則全額を対象としますが、以下のものについては対象外とします。

種 別	内 容	現	行	見直し後
経	有料貸出備品購入費		対	象外
常的	別途料金を徴収しているもの(有料貸出備品、コピー機、駐車場等)にかかる 維持管理経費	対	象	対象外
経費	貸出施設以外の諸室にかかる経費等(区職員の事務室にかかる経費、自動販売機光熱水費負担金等)	対	象	対象外

#### 〇施設の性質による負担割合の導入

施設の性質により、公共性と市場性、必需性と選択性の4区分に分類し、施設利用者の負担割合を設定します。



#### 〇目的外使用施設使用料の見直し

現在、区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料は、集会施設使用料の2分の1という設定をしています。この設定は、昭和60年の使用料改定時に定めたもので、施設利用をめぐる状況は大きく変化しており、集会施設と目的外使用施設で施設利用の便益性に大きな差異はありません。

受益者負担の適正化の観点から、目的外施設使用料は集会施設の2分の1とする設定を廃止し、 集会施設と同額とします。

#### 〇使用料の算出例

#### 集会室使用料の算出例(表1)

			見直し	見直しによる算定				
施設	時間区分	現行使用料使用料計算額		負担 割合	新使用料			
	午前 9 時~12 時	3, 100 円	5,000円		2,500円			
荻窪地域区 民センター	午後①② 13 時~15 時 16 時~18 時	2, 100 円	3, 300 円	50%	1,600円			
第1集会室	夜間 19 時~21 時	2, 100 円	3,300円		1,600円			
	延長	700 円	1, 200 円		600円			

「午前と午後①」、「午後①と午後②と夜間」、「午前と午後①と午後②と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収する

#### ホール使用料の算出例(表2)

			見直しによる算定						
施設	時間区分			負担 割合	調整率 ※	新使用料			
久我山会館	午前 9 時~12 時	7, 500 円	13,000円			6, 500 円			
大松田芸師	午後 13 時~17 時	15, 000 円	26, 100 円	50%	50%	50%	50%		13,000円
(平日)	夜間 18 時~21 時	15, 000 円	26, 100 円			13,000円			
	延長	1,800円	3, 200 円			1,600円			
社会教育	午前 9 時~12 時	1 24 000 H I	43,000円			32,000円			
センター	午後 13 時~17 時	49,000円	86,000円	50%	1.5	64,000円			
ホール (平日)	夜間 18 時~21 時	49,000円	86, 000 円			64,000円			
	延長	6, 200 円	10,000円			8,000円			

「午前と午後」、「午後と夜間」、「午前と午後と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、 延長使用料を徴収する

※社会教育センター及び勤労福祉会館のホールについては、使用目的や設備が異なるため、調整率 1.5 を乗じる

#### 体育施設使用料の算出例 (表3)

			現行	見ī	直しによる	算定
施設区分	施設	時間数	使用料	使用料計算額	負担 割合	新使用料
/ <del>/</del> **	上井草	2 時間	7, 900 円	16,000円		8,000円
体育館	他	2 時間	5, 900 円	12,000円	50%	6,000円
野球場	全施設	2 時間	3,800円	9, 400 円		4, 700 円
庭球場	全施設	2 時間	1,000円	2, 700 円	100%	1,500 円※
温水プール 一般使用	全施設	1 時間	250 円	250円	100%	250 円

※庭球場については、見直し後の使用料が現行の1.5倍を超えるため、新使用料は現行使用料の1.5倍を 上限とする。

目的外使用施設使用料の算出例 (表4)

施設	時間区分	現行使用料	新使用料
	午前 9 時~12 時	1,300円	2, 100 円
ゆうゆう 西荻北館	午後①② 13 時~15 時 16 時~18 時	900円	1, 400 円
洋室 1	夜間 19 時~21 時	900円	1, 400 円
	延長	300円	500 円
【参考】	午前 9 時~12 時	2, 700 円	2, 100 円
同規模の集会室 阿佐谷地域区民	午後①② 13 時~15 時 16 時~18 時	1,800円	1, 400 円
センター 第6集会室	夜間 19 時~21 時	1,800円	1, 400 円
	延長	600円	500円

# 施設使用料の見直し(案)

令和元年10月

杉 並 区

# 目 次

$\bigcirc$	はじ	じめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Ι	施設	党使用料の見直しについて	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П	施設	は使用料の見直しの内容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	施設使用料の算定対象経費の 見直し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	<i>y</i> = 1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ş
	(3)	目的外使用施設使用料の見直し	•	•	•	•	•	•	•	•		3
Ш	施設	<b>设使用料</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
]	1 集	会施設及び体育施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6	2 目	的外使用施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ç
π/	咨兆	L						•				1(

# O はじめに

使用料については、杉並区区行財政改革推進計画において、「受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを行います」と定めており、今年度見直し、来年度から新しい使用料による運用を予定しています。

区では、集会施設や体育施設などの使用料について、平成26年度に17年ぶり に見直しを行い、平成29年度にかけ段階的に改定しました。

前回の見直しから5年が経過し、使用料の算定対象である施設の維持管理経費も 増えており、現行の算定方法を含めた見直しが必要な状況です。

施設整備に係る経費や施設の維持管理経費の一部については、税という形で区民全体の負担となることから、施設の使用料については、施設利用者と未利用者との公平性を確保していく上で、社会経済環境等により、求められるサービスの内容や経費の変化等を考慮しながら、定期的な見直しを行っていくことが必要です。

また、今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や区立施設再編整備計画を進めていくためには、多額の経費が見込まれるため、維持管理コストの軽減に向けた取組や、施設利用者に対して適正な受益者負担を求めていくことも重要です。

こうしたことを踏まえ、区では、集会施設及び体育施設、目的外使用施設の使用料について、見直しを行うこととしたものです。

# I 施設使用料の見直しについて

区では、地方自治法の規定に基づき、地域区民センターなどの集会施設や、体育館、運動場などの体育施設の利用に係る使用料は、一定の原価計算のもとに設定しています。

全区民を対象とした行政サービスの経費は区税で賄うことが基本ですが、サービスの種類によっては、対象が一部の区民であり、そのサービスを利用する特定の区民が利益を受けるものであることから、その受益の範囲内で対価として使用料を徴収しています。したがって、施設の使用料の設定については、施設利用者と未利用者の均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければなりません。

また、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者 負担の軽減を図るとともに、施設利用者のみならず、未利用者も含め広く区民に理 解が得られるような設定をする必要があります。

こうしたことから、今回の施設使用料の見直しにあたっては、「Ⅱ 施設使用料の見直しの内容」に記載の各項目の考え方により、施設使用料の算定を行います。

# Ⅱ 施設使用料の見直しの内容

集会施設や体育施設などの使用料については、施設建設費(減価償却費)や間接的人件費など、これまで使用料算定の対象外とされていた経費や施設の維持管理経費の一部が、区民全体の負担となっています。今回の改定にあたっては、施設利用者と未利用者との負担の公平性や受益者負担の適正化の観点から、使用料の算定方法について以下3点の見直しを行います。

#### (1) 施設使用料の算定対象経費の見直し

利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、これまで直接的人件費と施設 の維持管理経費のみを算定対象経費としていましたが、施設に係る経費の全額を 算定対象とします(一部、対象外とする経費については下記①②③参照)。

_			
	<b>I</b> ∃	行	施設に係る維持管理経費
	現	11	【直接的人件費+維持管理経費の経常的経費】
	日本)	35	施設に係るフルコスト(原則)
	見直し	後	【人件費(区職員を除く)+施設建設費(減価償却費)+維持管理経費の経常的経費】

#### ① 使用料算定の対象経費と対象外経費

	種 別	内 容	現 行	見直し後		
人	区職員人件費	区において、施設管理事業などに従事する職員人件費	対象外			
件	直接的人件費	利用者に対して、サービスを提供する要員(プール監視、舞台関係等)の人件費	対	象		
費	間接的人件費	利用者に対して、サービスの提供に関わらない要員(受付等)の人件費	対象外	対象		
維持管理経費	経常的経費	施設の維持管理やサービスを提供するために必要な光熱水 費、物品等の購入、業務の委託、機器の借上げ等に要する もので、経常的に支出する経費	原則全額を対象とするが、例外については②のとおり			
経費	臨時的経費	寺 的 経 費 地震、水害、火災、事故等により生じた臨時的な経費				
資	土地取得経費	施設整備に必要な土地の取得費	対象	泉外		
本的	施設建設費 (減価償却費)	建物等建設費を耐用年数 (会計上の使用可能期間) で除した 額	対象外	対 象		
経費	大規模修繕費	施設建設費に準ずるものとして取り扱うもの(固定資産台帳に登載され、減価償却費に加算される)。なお、小規模修繕は、通常の施設維持経費として対象経費とする。	対象外	対 象		

#### ② 経常的経費のうち、使用料算定の対象外 (例外) とする経費

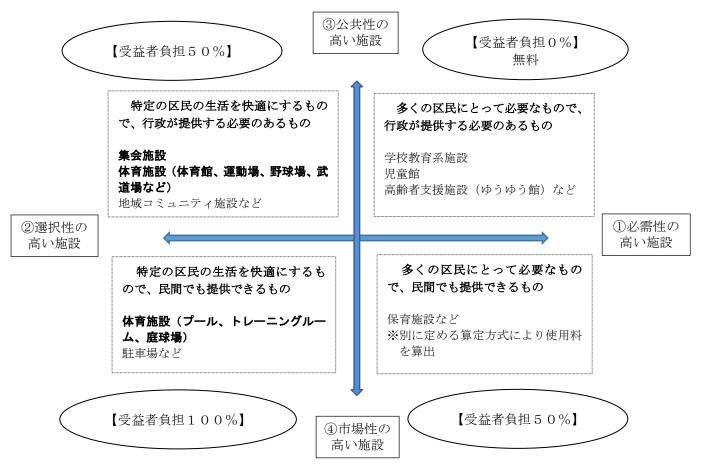
種別	内 容	現	行	見直し後
	有料貸出備品購入費		対象	良外
経常的経費	別途料金を徴収しているもの(有料貸出備品、コピー機、駐車場等)にかかる維持管理経費	対	象	対象外
	貸出施設以外の諸室にかかる経費等 (区職員の事務室にかか 経費、自動販売機光熱水費負担金等)	対	象	対象外

# ③ 集会施設の算定対象経費のうち、貸出室以外に係る経費

貸出室以外の共有部分等に係る経費については、現行2分の1を算定対象経費としていましたが、実際の集会施設に占める貸出室の割合を踏まえ、7割を算定対象経費としました。

#### (2) 施設の性質による負担割合の導入

使用料の設定にあたっては、良好なコミュニティの形成やスポーツを通じた仲間づくりや地域づくりに資することなど、施設の設置目的などを考慮し、施設の性質(必需性と選択性、公共性と市場性)による負担割合を導入することとします。



#### (3) 目的外使用施設使用料の見直し

現在、目的外使用をする際の使用料については、集会施設の2分の1と設定していますが、この使用料の設定は、昭和60年の使用料改定時に定めたもので、施設利用をめぐる状況は大きく変化しています。現在、集会施設と目的外使用施設で施設利用の便益性に大きな差異はなく、受益者負担の適正化の観点から、目的外施設の使用料は集会施設の2分の1とする設定を廃止し、集会施設と同額とします。

# Ⅲ 施設使用料

#### 1 集会施設及び体育施設

#### (1) 使用料金の算定

使用料の算定にあたっては、施設建設費(減価償却費)を含むフルコストを原則とし、平成30年度決算額を用いて使用料算出の対象経費を算出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。

各施設の使用料は、単位当たりの「原価」を基に算定します。

#### (2) 使用料の原価

#### ア 集会施設使用料の原価

地域区民センター(6所、高井戸を除く)、区民集会所(11所)、区民会館(3所)、産業商工会館、勤労福祉会館、社会教育センターのフルコスト【施設建設費(減価償却費)及び施設維持管理に係る対象経費の合計額】を、同種の施設区分(ホール、集会室)の面積で案分し、使用可能な総時間数で除し、1時間当たりの1平方メートルの使用料「原価」を算出しました。

なお、貸出室以外の共用部分等に係る経費については、施設全体に占める貸出室の割合を踏まえ、面積按分により貸出室に係る経費として、その7割を対象経費に加算しました。

各施設区分の使用料	└原価」	は、	以「	下ので	とおり	)です。

			面積(㎡)	対象経費 (円) (面積按分による)	共用部分等の7割をホ ール及び集会室に加算 (円)	対象経費合計 (円)
ホ	_	ル	1, 890. 69	104, 931, 586	$\int 108,820,921$	213, 752, 507
集	会	室	8, 580. 52	305, 042, 725	493, 862, 074	798, 904, 799
共	用部分	分等	24, 218. 31	860, 975, 707_	_	
合		計	34, 689. 52	1, 270, 950, 018	602, 682, 995	1, 012, 657, 306

1時間当たりの1㎡使用料「原価」= 対象経費合計 ÷ 面積 ÷ 使用可能時間数

【ホール】213,752,507円 ÷ 1,890.69 ㎡ ÷ 3,981.25 時間(※1)= 28.40円

【集会室】798,904,799 円 ÷ 8,580.52 m² ÷ 3,900 時間 (※2) = 23.87 円

※1【ホール】(午前 3h、午後 4h、夜間 3h、延長 0.75h×3)

使用可能時間数:12.25 時間(1日当たりの貸出時間数)×325 日(年末年始を除く)

※2【集会室】(午前 3h、午後① 2h、午後② 2h、夜間 2h、延長 0.75h×4)

使用可能時間数:12時間(1日当たりの貸出時間数)×325日(年末年始を除く)

#### イ 体育施設使用料の原価

上井草スポーツセンター、体育館(5所)、運動場(12所)、プール(屋内2所、屋外2所)のフルコスト【施設建設費(減価償却費)及び施設維持管理に係る対象経費の合計額】を、使用可能な総時間数で除して1時間当たりの使用料「原価」を算出しました。

なお、複数の施設に同種の施設区分がある場合 (例、高円寺体育館や荻窪体育館の体育館など) は、それぞれ算出した使用料「原価」の平均値を用いることとします。

また、上井草スポーツセンターのように複数の施設区分(体育館、小体育室、 運動場等)を有する施設については、対象経費を施設区分ごとの面積及び利用者 数(平成30年度実績)で按分し、各施設区分の経費を算出しました。

#### 1時間当たりの使用料「原価」 = 対象経費 ÷ 使用可能時間数

例) 上井草スポーツセンター 体育館の使用料「原価」

= 33, 289, 590 円 ÷ 4, 140 時間 = 8, 040. 96 円

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	算定の基礎にし た施設	1時間当た	1時間当たりの使用料「原価」(円)							
体育館①	上井草	上井草 8,040.96			8, 040. 96					
体育館②	高円寺・荻窪 妙正寺・大宮前	高円寺 11,509.12 大宮前 13,502.67	荻窪 9,606.25 -	妙正寺 12,400.96 —	11, 754. 75					
小体育室①	上井草・妙正寺	上井草 4,684.82	妙正寺 9,982.64	_	7, 333. 73					
小体育室②	高円寺・荻窪 大宮前	高円寺 3, 103. 94	荻窪 2, 174. 04	大宮前 5,046.11	3, 441. 36					
武道場	荻窪・大宮前	荻窪 4,446.11	大宮前 5,130.15	_	4, 788. 13					
庭球場	松ノ木・和田堀 上井草・妙正寺	松ノ木 和田堀 1,031.73	上井草 1,141.03	妙正寺 3,085.95	1, 381. 39					
野球場	下高井戸・上井草	下高井戸 4,907.43	上井草 4,588.13	_	4, 747. 78					
少年野球場	塚山	塚山 1,385.30		_	1, 385. 30					
天然芝サッカー場	井草森	井草森 7,274.96	_	_	7, 274. 96					
小 運 動 場	上井草	上井草 6,137.54	_	_	6, 137. 54					
弓 道 場	上井草	上井草 351.44	_	_	351. 44					
トレーニングルーム	上井草・大宮前	上井草 426.71	大宮前 593. 29	_	510.00					

屋外プール	和田堀	和田堀 255.14	_	_	255. 14
屋内プール	対象全施設	上井草 346.08 大宮前 203.03	高井戸 270.55 —	杉十小 276 —	274. 02
ビーチコート	永福	永福 3,508.85	_	_	3, 508. 85

#### (3) 集会施設及び体育施設の使用料

# ア 集会施設

使用料は、平成26年度改定時の計算式に負担割合を加え、下記の計算式により算出しました。

なお、面積は従来どおり、50 m未満のものについては、5 m未満の端数を切り捨て、50 m以上のものについては、10 m未満の端数を切り捨てて算定しました。

1時間当たりの1㎡使用料「原価」 × 面積 × 時間数 ×負担割合 (×算定率) (算定結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て)

ホールの一部(社会教育センター、勤労福祉会館)については、他の区民会館ホールとの比較において設備や仕様が異なること、興行的利用が多いことから、使用料は他の区民会館ホールの1.5倍とします。

また、ホールにおける午後の使用料を基準とした午前の割引と夜間の割増しや、 部屋の形状等が利用の妨げとなる可能性がある部屋など、単に面積のみで使用料 を定めることで生じる不均衡を調整するための算定率については、従来どおりと します。

#### 〈使用料算出例〉

※ 各施設の個々の改定後の使用料額は、「IV 資料」に掲載しています。

久手	久我山会館 ホール(平日)実面積 232. 25 m²								
午	前	28. 40 円×230 ㎡×3 時間×2/3(午前割引)×50%=6,532≒6,500 円							
十	刊	【現行料金:7,500円 現行使用料比0.87】							
左	後	28. 40 円×230 ㎡×4 時間×50%=13, 064≒13, 000 円							
7	1安	【現行料金: 15,000円 現行使用料比 0.87】							
夜	冒	28. 40 円×230 ㎡×3 時間×4/3 (夜間割増) ×50%=13, 064≒13, 000 円							
1%	[F]	【現行料金:15,000円 現行使用料比 0.87】							
延	褂	28. 40 円×230 m <sup>2</sup> ×45 分×2/3 ( <b>※</b> ) ×50%=1,633≒1, <b>600</b> 円							
使月	用料	※延長使用料については午前の使用料を基準に算出							
		【現行料金:1,800円 現行使用料比 0.89】							

荻窪地域	荻窪地域区民センター 第1集会室 実面積71.80 m²									
k +	23. 87 円×70 m <sup>2</sup> ×3 時間×50%=2, 506. 35 <b>≒2, 500 円</b>									
午前	【現行料金:3,100円 現行使用料比 0.81】									
午後①	23. 87 円×70 m <sup>2</sup> ×2 時間×50%=1,670.90≒1, <b>600</b> 円									
午後②	【現行料金: 2, 100 円 現行使用料比 0. 76】									
夜間	23. 87 円×70 m <sup>2</sup> ×2 時間×50%=1, 670. 90≒1, <b>600 円</b>									
夜間	【現行料金:2,100 円 現行使用料比 0.76】									
延 長	23. 87 円×70 m <sup>2</sup> ×45 分間×50%=626. 59 <b>≒600 円</b>									
使用料	【現行料金:700円 現行使用料比 0.86】									

### イ 体育施設

使用料は、平成26年度改定時の計算式に負担割合を加え、下記の計算式により算出しました。

1時間当たりの使用料「原価」 × 時間数 (基本 2 時間) × 負担割合 (原則、算定結果が 1 万円未満は 100 円未満を切り捨て、1 万円以上は 1,000 円未満を切り捨て)

ただし、以下の施設の使用料については、それぞれ基準とする施設との面積比により算出しました。

- ・上井草スポーツセンター以外の体育館は、上井草スポーツセンター体育館の4分の3
- ・上井草スポーツセンター及び妙正寺体育館の小体育室は、上井草スポーツセンター体育室の3分1
- ・上井草スポーツセンター以外の小体育室は、上井草スポーツセンター以外体育館の4分の1
- ・ 荻窪体育館及び大宮前体育館の武道場は、上井草スポーツセンター及び妙正寺体育館の小体 育室と同額
- ・上井草スポーツセンターの小運動場及び永福体育館のビーチコートは、庭球場の原価を使用
- ・上井草スポーツセンターの運動場は野球場料金の2倍
- ・下高井戸運動場は、野球場料金の1.6倍

なお、見直し後の使用料が現行の1.5倍を超える施設については、利用者の 負担を配慮し、現行の1.5倍を上限とします。

また、現在、屋内(温水)プールの一般使用料(250円)について、区内在住の65歳以上の方を対象に、平日午前の利用に限定して、半額としています。高齢者のスポーツ施設の利用促進は、高齢者の健康の維持・増進や生きがいの創出に繋がることから、今回の見直しの中で、プール使用等の高齢者のスポーツ施設の減額制度の拡充についても検討します。

#### 〈使用料の算出例〉

施設区分	対 象 施 設	使用料 「原価」(円)	時間数	現行使用料 (円)	負担割合 (%)	改定使用料 (円)	現行 使用料比
	①上井草	8, 040. 96	2 時間	7, 900	50	8, 000	1.01
体 育 館	②高円寺・荻窪 大宮前・妙正寺・	11, 754. 75	2 時間	5, 900	50	6, 000	1. 02
	永福	→体育館① の4分の3		3,000		3, 333	1. 01
庭球場	対象全施設	1, 381. 39	2 時間	1,000	100	1, 500	1.50
野球場	対象全施設	4, 747. 78	2 時間	3, 800	50	4, 700	1. 24
当 坏 勿	塚山 (少年野球場)	1, 385. 30	2 時間	2, 600	50	1, 300	0.50
運動場	上井草	野球場の2倍		7, 600	50	9, 400	1. 24
座 虭 物	下高井戸	野球場の 1.6	倍	6, 000	50	7, 500	1. 25
プール	屋外プール(※) (和田堀公園)	255. 14	2 時間	400	100	500	1. 25
	屋内プール (※) (上井草・高井戸・ 杉十小・大宮前)	274. 02	1 時間	250	100	250	1.00
トレーニン グ ル ー ム		510.00	1 回	400	100	500	1. 25

<sup>※「</sup>一般使用」は、予約・登録なしで個人が使用できる「一般使用」の日の使用料です。体育館・小体育館・武 道場の一般使用料は、1回2時間です。なお、屋外プール・トレーニングルームは「一般使用」のみです。

#### (4) 使用時間区分について

前回の改定において、利用機会の拡大及び施設の有効活用、並びに利用者の負担軽減を図る観点から、集会室(ホールを除く)の使用時間区分を変更しました。 今回の見直しにあたって、アンケート等の意見を参考に検討を行いましたが、 集会施設・体育施設ともに、現行の使用時間区分の変更は行いません。

#### (5) 使用料改定の施行日

新たな使用料による貸出は、施設の利用申込開始時期や利用者への周知期間を 考慮し、令和2年11月1日とします。

#### 2 目的外使用施設

区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料については、集会室使用料原価に面積及び時間を乗じて算出した額の2分の1としていましたが、集会室の2分の1という使用料の設定は、昭和60年の使用料改定時に定めたもので、施設利用をめぐる状況は大きく変化しています。

現在、集会施設と目的外使用施設とで施設利用の便益性に大きな差異はなく、受益者負担の公平性の確保の観点から、目的外施設使用料は集会施設の2分の1とする設定を廃止し、集会施設と同様の算定方法としました。

#### 〈目的外使用とは〉

児童館やゆうゆう館などは、使用料を払うことで、その施設本来の使用目的以外で使用することができます。これを目的外使用といいます。

例えば、「児童館」を子どもたちが使用する場合は、本来の目的での使用のため無料ですが、会 議室や遊戯室に空きがあれば誰でも集会室として有料で利用することができます。

#### (1) 使用料について

集会施設の2分の1とする設定を廃止し、集会施設と同額とし、下記の計算式により算出しました。

1時間当たりの1 m<sup>2</sup>使用料「原価」 × 面積 × 時間数 × 負担割合 (算定結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て)

### 〈使用料算出例〉

※ 各施設の個々の改定後の使用料額は、「IV 資料」に掲載しています。

ゆうゆう	ゆうゆう西荻北館 洋室 1 面積 62.10 ㎡									
午 前	集会室原価 23.87 円×60 ㎡×3 時間×50%=2,148.30≒2,100 円									
午前	【現行使用料:1,300 円 現行使用料比 1.62】									
午後①	集会室原価 23. 87 円×60 m <sup>2</sup> ×2 時間×50%=1, 432. 20≒1, <b>400 円</b>									
午後②	【現行使用料: 900 円 現行使用料比 1.56】									
<b>左</b> 眼	集会室原価 23. 87 円×60 m <sup>2</sup> ×2 時間×50%=1, 432. 20≒1, <b>400 円</b>									
夜間	【現行使用料: 900 円 現行使用料比 1.56】									
延 長	集会室原価 23. 87 円×60 m <sup>2</sup> ×45 分 ×50%=537. 08≒ <b>500 円</b>									
使用料	【現行使用料: 300 円 現行使用料比 1.67】									

# Ⅳ 資料

集会施設使用料一覧	•	•	•	•	•	•	(1)
体育施設使用料一覧	•	•	•	•	•	•	(17)
目的外使用施設使用料一覧	•		•	•	•	•	(19)

			現行改定									
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
久我山会館	ホール(平日)	午前	3	7,555	7,500	午前	3	13,061	50%	6,531	6,500	
		午後	4	15,115	15,000	午後	4	26,128	50%	13,064	13,000	
		夜間	3	15,117	15,000	夜間	3	26,130	50%	13,065	13,000	
		延長使用料	0.75	1,888	1,800	延長使用料	0.75	3,265	50%	1,633	1,600	
	ホール(土日祝)	午前	3	7,555	7,500	午前	3	13,061	50%	6,531	6,500	
		午後	4	18,142	18,000	午後	4	31,353	50%	15,677	15,000	
		夜間	3	18,140	18,000	夜間	3	31,353	50%	15,677	15,000	
		延長使用料	0.75	1,888	1,800	延長使用料	0.75	3,265	50%	1,633	1,600	
	控室(集会使用)	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後	4	904	900	午後	4	1,432	50%	716	700	
		夜間	3	678	600	夜間	3	1,074	50%	537	500	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
	和室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第1集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第2集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第3集会室	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
方南会館	ホール(平日)	午前	3	7,555	7,500	午前	3	13,061	50%	6,531	6,500	
		午後	4	15,115	15,000	午後	4	26,128	50%	13,064	13,000	
		夜間	3	15,117	15,000	夜間	3	26,130	50%	13,065	13,000	
		延長使用料	0.75	1,888	1,800	延長使用料	0.75	3,265	50%	1,633	1,600	
	ホール(土日祝)	午前	3	7,555	7,500	午前	3	13,061	50%	6,531	6,500	
		午後	4	18,142	18,000	午後	4	31,353	50%	15,677	15,000	
		夜間	3	18,140	18,000	夜間	3	31,353	50%	15,677	15,000	
	(-)	延長使用料	0.75	1,888	1,800	延長使用料	0.75	3,265	50%	1,633	1,600	
浜田山会館	ホール(平日)	午前	3	7,884	7,800	午前	3	13,629	50%	6,815	6,800	
		午後	4	15,772	15,000	午後	4	27,264	50%	13,632	13,000	
		夜間	3	15,775	15,000	夜間	3	27,266	50%	13,633	13,000	
	) (I = t=)	延長使用料	0.75	1,971	1,900	延長使用料	0.75	3,407	50%	1,704	1,700	
	ホール(土日祝)	午前	3	7,884	7,800	午前	3	13,629	50%	6,815	6,800	
		午後	4	18,931	18,000	午後	4	32,716	50%	16,358	16,000	
		夜間	3	18,928	18,000	夜間	3	16,358	50%	8,179	8,100	
	<b>竺1</b> # △ ➡	延長使用料	0.75	1,971	1,900	延長使用料	0.75	3,407	50%	1,704	1,700	
	第1集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間 延長使田料	0.75	1,206	1,200	夜間 延長使田料	0.75	1,909	50%	955	900	
	第9年今空	延長使用料	0.75	1 200	1 200	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第2集会室	午前 午後①及び午後②	3	1,809	1,800	午前 午後①及び午後②	3	2,864	50%	1,432	1,400	
			2	1,206	1,200		2	1,909	50%	955 955	900	
		夜間 延長使田料	0.75	1,206	1,200	夜間 延長使田料	0.75	1,909	50%		900	
	第9年今空	延長使用料	0.75	452	1 100	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第3集会室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間 延長使田料	0.75	754	700	夜間 延長使用料	0.75	1,193	50%	597	500	
	和安	延長使用料	0.75	282	1 500		0.75	2 506	50%	1 252	200	
	和室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間 延長使田料	0.75	1,055	1,000	夜間 延長使田料	0.75	1,670	50%	835	800	
	水层	延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	

			Ŧ	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
荻窪地域区民センター	第1集会室	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
	Me a the A who	延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	第2集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間 延長使用料	0.75	1,508 565	1,500	夜間 延長使用料	0.75	2,387 895	50% 50%	1,194 448	1,100	
	第3集会室(特別室)	午前	3	2,375	2,300	午前	3	3,760	50%	1,880	1,800	
	370架五里(N35)里/	午後①及び午後②	2	1,583	1,500	午後①及び午後②	2	2,506	50%	1,253	1,200	
		夜間	2	1,583	1,500	夜間	2	2,506	50%	1,253	1,200	
		延長使用料	0.75	593	500	延長使用料	0.75	940	50%	470	400	
	第4集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第5集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第6集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第7集会室	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
	Mario de	延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
	第1和室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	第2和室	延長使用料 午前	0.75	565	500	延長使用料 午前	0.75	895	50%	448 895	400	
	第2仰至	午後①及び午後②	3	1,131 754	1,100 700	十 刑 午後①及び午後②	2	1,790 1,193	50% 50%	597	800 500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200		0.75	447	50%	224	200	
	第3和室(茶室)	午前	3	452	400	午前	3	716	50%	358	300	
	が914王 (水土)	午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	50%	239	200	
		夜間	2	301	300	夜間	2	477	50%	239	200	
		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	第4和室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	
	工芸室(工芸使用)	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
	丁世宗/佛公庄四\	延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	工芸室(集会使用)	午前	3	1,583	1,500	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後② 夜間	2	1,055 1,055	1,000	午後①及び午後② 夜間	2	3,341 3,341	50% 50%	1,671 1,671	1,600 1,600	
		延長使用料	0.75	395	1,000	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	料理室(20人以下使用)	午前	3	4,435	4,400	午前	3	10,025	50%	5,013	5,000	
	. 19工业(20八条 1 医用)	午後①及び午後②	2	2,956	2,900	十 刊 午後①及び午後②	2	6,683	50%	3,342	3,300	
		夜間	2	2,956	2,900	夜間	2	6,683	50%	3,342	3,300	
		延長使用料	0.75	1,108	1,100	延長使用料	0.75	2,506	50%	1,253	1,200	
	料理室(21人以上使用)	午前	3	6,333	6,300	午前	3	10,025	50%	5,013	5,000	
		午後①及び午後②	2	4,222	4,200	午後①及び午後②	2	6,683	50%	3,342	3,300	
				4,222	4,200		2	6,683	50%	3,342		
		夜間	2	4,444	4,200	夜間		0,000	30/0	3,344	3,300	

			3	見 行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
荻窪地域区民センター	音楽室		1	1,809	1,800		1	2,864	50%	1,432	1,400	
	ピアノ室		1	150	100		1	238	50%	119	100	
	電子オルガン室		1	150	100		1	238	50%	119	100	
	体育室(全面使用)		1	719	700		1	1,500	50%	750	800	
	体育室(半面使用)		1	359	400		1	750	50%	375	400	
高井戸地域区民センター	第1集会室	午前	3	4,071	4,000	午前	3	6,444	50%	3,222	3,200	
		午後①及び午後②	2	2,714	2,700	午後①及び午後②	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		夜間	2	2,714	2,700	夜間	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	
	第2集会室	午前	3	4,071	4,000	午前	3	6,444	50%	3,222	3,200	
		午後①及び午後②	2	2,714	2,700	午後①及び午後②	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		夜間	2	2,714	2,700	夜間	2	4,296	50%	2,148	2,100	
	the offe A da	延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	
	第3集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	# 4# A #	延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第4集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	第5集会室	延長使用料 午前	0.75	565 2,262	2,200	延長使用料 午前	0.75	895 3,580	50% 50%	1,790	400 1,700	
	弗3果云至	十刊 午後①及び午後②	2	-		十 川 午後①及び午後②	2	2,387	50%			
		夜間	2	1,508 1,508	1,500 1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194 1,194	1,100 1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第6集会室(特別室)	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
	和0米公主(11)加主/	午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第7集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
	7. XX	午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第8集会室	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	第9集会室	午前	3	4,524	4,500	午前	3	7,161	50%	3,581	3,500	
		午後①及び午後②	2	3,016	3,000	午後①及び午後②	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		夜間	2	3,016	3,000	夜間	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		延長使用料	0.75	1,131	1,100	延長使用料	0.75	1,790	50%	895	800	
	第1和室(茶室)	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第2和室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	水屋	午前	3	452	400	午前	3	716	50%	358	300	
		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	50%	239	200	
		夜間	2	301	300	夜間	2	477	50%	239	200	
		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	創作室(創作使用)	午前	3	3,619	3,600	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
		午後①及び午後②	2	2,412	2,400	午後①及び午後②	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		夜間	2	2,412	2,400	夜間	2	3,819	50%	1,910	1,900	
	Allert Certification	延長使用料	0.75	904	900	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	創作室(集会使用)	午前	3	1,809	1,800	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	料理室(15人以下使用)	午前	3	3,801	3,800	午前	3	8,593	50%	4,297	4,200	
		午後①及び午後②	2	2,534	2,500	午後①及び午後②	2	5,728	50%	2,864	2,800	
		夜間	2	2,534	2,500	夜間	2	5,728	50%	2,864	2,800	
		延長使用料	0.75	950	900	延長使用料	0.75	2,148	50%	1,074	1,000	

			Ŧ	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
高井戸地域区民センター	料理室(16人以上使用)	午前	3	5,428	5,400	午前	3	8,593	50%	4,297	4,200	
		午後①及び午後②	2	3,619	3,600	午後①及び午後②	2	5,728	50%	2,864	2,800	
		夜間	2	3,619	3,600	夜間	2	5,728	50%	2,864	2,800	
		延長使用料	0.75	1,357	1,300	延長使用料	0.75	2,148	50%	1,074	1,000	
	体育室(集会使用)	午前	3	10,357	10,000	午前	3	17,898	50%	8,949	8,900	
		午後①及び午後②	2	10,357	10,000	午後①及び午後②	2	17,892	50%	8,946	8,900	
		夜間	2	13,809	13,000	夜間	2	23,851	50%	11,926	11,000	
		延長使用料	0.75	2,589	2,500	延長使用料	0.75	4,474	50%	2,237	2,200	
	音楽室		1	2,035	2,000		1	3,222	50%	1,611	1,600	
	ピアノ室		1	301	300		1	477	50%	239	200	
	電子オルガン室		1	301	300		1	477	50%	239	200	
	体育室(全面使用)		1	1,438	1,400		1	3,000	50%	1,500	1,500	
	体育室(半面使用)		1	719	700		1	1,500	50%	750	800	
	体育室(1/3面使用)		1	474	500		1	1,000	50%	500	500	
	体育室(1/4面使用)	b-1 2/2	1	359	400	L-1 34-	1	750	50%	375	400	
西荻地域区民センター	第3集会室	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
	第4年公宁	延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	第4集会室	午前 午後①及び午後②	3	3,619	3,600	午前 午後①及び午後②	3	5,728	50%	2,864	2,800	
			2	2,412	2,400		-	3,819	50%	1,910	1,900	
	1	夜間 延長使用料	0.75	2,412	2,400 900	夜間 延長使用料	0.75	3,819 1,432	50% 50%	1,910 716	1,900 700	
	第7集会室	<u>延長使用科</u> 午前	0.75	2,714	2.700	年前	3	4,296	50%	2,148	2.100	
	为1条云王	午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第7集会室(料理室利用)	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
	W. WAR GIVE BUILD	午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	第3和室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
	7,701112	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	
	第1レクリエーション室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第2レクリエーション室	午前	3	3,619	3,600	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
	1	午後①及び午後②	2	2,412	2,400	午後①及び午後②	2	3,819	50%	1,910	1,900	
	1	夜間	2	2,412	2,400	夜間	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		延長使用料	0.75	904	900	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	第2音楽室		1	1,131	1,100		1	1,790	50%	895	800	
	第2楽器練習室		1	150	100		1	238	50%	119	100	
	体育室(全面使用)		1	1,438	1,400		1	3,000	50%	1,500	1,500	
	体育室(半面使用)		1	719	700		1	1,500	50%	750	800	
	体育室(1/3面使用)		1	474	500		1	1,000	50%	500	500	
	体育室(1/4面使用)		1	359	400		1	750	50%	375	400	
阿佐谷地域区民センター	第1集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
	1	午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	1	夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第2集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
	1	午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第3集会室	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
	1	午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	50%	358	300	
	1	夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	

			Ŧ	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
阿佐谷地域区民センター	第4集会室	午前	3	3,619	3,600	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
		午後①及び午後②	2	2,412	2,400	午後①及び午後②	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		夜間	2	2,412	2,400	夜間	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		延長使用料	0.75	904	900	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	第5集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第6集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第7集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	1	537	50%	269	200	
	第8集会室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第1和室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第2和室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第3和室	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	
		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	954	50%	477	400	
		夜間	2	603	600	夜間	2	954	50%	477	400	
		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	50%	179	100	
	第4和室	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
	第5和室	午前	3	950	900	午前	3	1,503	50%	752	700	
		午後①及び午後②	2	633	600	午後①及び午後②	2	1,002	50%	501	500	
		夜間	2	633	600	夜間	2	1,002	50%	501	500	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	375	50%	188	100	
	水屋	午前	3	452	400	午前	3	716	50%	358	300	
		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	50%	239	200	
		夜間	2	301	300	夜間	2	477	50%	239	200	
	folio e e a la co	延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	第1レクリエーション室	午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	50%	806	800	
		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	50%	537	500	
		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	50%	537	500	
	MEDI WILL	延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	50%	201	200	
	第2レクリエーション室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	50%	1,075	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
	て共安/アサケア)	延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	工芸室(工芸使用)	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	<b>アサウ/歩 / ケア</b> )	延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	1 700	400	
	工芸室(集会使用)	午前	3	1,131	1,100	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	754	700	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	<b>料理学(************************************</b>	延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	料理室(14人以下使用)	午前	3	2,851	2,800	午前	3	6,444	50%	3,222	3,200	
		午後①及び午後②	2	1,900	1,900	午後①及び午後②	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		夜間	2	1,900	1,900	夜間	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		延長使用料	0.75	712	700	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	

			3	見 行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
阿佐谷地域区民センター	- 料理室(15人以上使用)	午前	3	4,071	4,000	午前	3	6,444	50%	3,222	3,200	
		午後①及び午後②	2	2,714	2,700	午後①及び午後②	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		夜間	2	2,714	2,700	夜間	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	
	軽運動室		1	890	800		1	1,500	50%	750	800	
	音楽室		1	1,809	1,800		1	2,864	50%	1,432	1,400	
	体育室(全面使用)		1	359	300		1	1,050	50%	525	500	
高円寺地域区民センター	第1集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
	第0年入宁	延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第2集会室	午前	3	452	400	午前 午後①及び午後②	3	716	50%	358	300	
		午後①及び午後② 夜間	2	301	300	夜間	2	477 477	50% 50%	239	200	
		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	第3集会室	午前	3	452	400	午前	3	716	50%	358	300	
	为5米云王	午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	50%	239	200	
		夜間	2	301	300	夜間	2	477	50%	239	200	
		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	第4集会室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
	214 -214 -11	午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第8集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第9集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第10集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第3和室(茶室)	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②		716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
	第4和室	延長使用料	0.75	169 678	100	延長使用料	0.75	268 1,074	50% 50%	134 537	100 500	
	<b>寿</b> 4和至	午前 午後①及び午後②	3	452	600 400	午前 午後①及び午後②	3	716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
	第5和室(茶室)	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
	2001年工(小王)	午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
	水屋(1)	午前	3	452	400	午前	3	716	50%	358	300	
		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	50%	239	200	
		夜間	2	301	300	夜間	2	477	50%	239	200	
		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	水屋(2)	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	
	工芸室(工芸使用)	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	工芸室(集会使用)	午前	3	1,583	1,500	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	

			3	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
高円寺地域区民センター	- 料理室(11人以下使用)	午前	3	2,534	2,500	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
		午後①及び午後②	2	1,689	1,600	午後①及び午後②	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		夜間	2	1,689	1,600	夜間	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		延長使用料	0.75	633	600	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	料理室(12人以上使用)	午前	3	3,619	3,600	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
		午後①及び午後②	2	2,412	2,400	午後①及び午後②	2	3,819	50%	1,910	1,900	
		夜間	2	2,412	2,400	夜間	2	3,819	50%	1,910	1,900	
	terverti da	延長使用料	0.75	904	900	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	軽運動室		1	890	800		1	1,500	50%	750	800	
	第1音楽室		1	1,809	1,800		1	2,864	50%	1,432	1,400	
	第2音楽室 体育室(全面使用)		1	791	700 700		1	1,253	50%	627	600 800	
			1	719 359	400		1	1,500 750	50% 50%	750 375	400	
永福和泉地域区民センター	体育室(半面使用) 第1集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
水価和水地域区氏にクラ	为1米云王	午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第2集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
	70-20-44	午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	1	夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	1	延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第3集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
	1	午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第4集会室	午前	3	4,524	4,500	午前	3	7,161	50%	3,581	3,500	
		午後①及び午後②	2	3,016	3,000	午後①及び午後②	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		夜間	2	3,016	3,000	夜間	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		延長使用料	0.75	1,131	1,100	延長使用料	0.75	1,790	50%	895	800	
	第5集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第6集会室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第7集会室	午前	3	452	400	午前	3	716	50%	358	300	
		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	50%	239	200	
		夜間	2	301	300	夜間	2	477	50%	239	200	
		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	50%	90	100	
	第1和室(舞台を使用する場合)	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	第1和室(舞台を使用しない場合)	延長使用料 午前	0.75	565 1,131	500 1,100	延長使用料 午前	0.75	895 1,790	50% 50%	448 895	400 800	
	At*19-五136日を区所しない場合)	十 刊 午後①及び午後②	2	754	700	十 刑 午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
	1	夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
	1	延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第2和室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
	1	延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第3和室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
	1	午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第4和室(茶室)	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	-
	1	午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	954	50%	477	400	
	1	夜間	2	603	600	夜間	2	954	50%	477	400	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
	1	午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
	1	夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	

			Į	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
永福和泉地域区民センター	工芸室(工芸使用)	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
	<b>マサウ (佐 △ 廿</b> 田)	延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	工芸室(集会使用)	午前	3	1,583	1,500	午前 午後①及び午後②	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②		1,055	1,000		2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間 延長使用料	2	1,055	1,000 700	夜間 延長使用料	0.75	3,341	50%	1,671	1,600	
	料理室(11人以下使用)	<u>延長使用料</u> 午前	0.75	791 3,168	3,100	<u>延</u> 友使用科 午前	0.75	1,253 7,161	50% 50%	627 3,581	3,500	
	村生玉(11八次   灰市)	午後①及び午後②	2	2,112	2,100	午後①及び午後②	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		夜間	2	2,112	2,100	夜間	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		延長使用料	0.75	792	700	延長使用料	0.75	1,790	50%	895	800	
	料理室(12人以上使用)	午前	3	4,524	4,500	午前	3	7,161	50%	3,581	3,500	
		午後①及び午後②	2	3,016	3,000	午後①及び午後②	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		夜間	2	3,016	3,000	夜間	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		延長使用料	0.75	1,131	1,100	延長使用料	0.75	1,790	50%	895	800	
	軽運動室	, _ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1	890	800	7-17-17-17-17	1	1,500	50%	750	800	
	第1音楽室		1	1,583	1,500		1	2,506	50%	1,253	1,200	
	第2音楽室		1	1,017	1,000		1	1,611	50%	806	800	
	体育室(全面使用)		1	359	300		1	1,050	50%	525	500	
草地域区民センター	第1集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第2集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第3集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第4集会室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第5集会室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第6集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第7集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
	1	午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第1和室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第2和室(茶室)	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	
	1	午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	954	50%	477	400	
	1	夜間	2	603	600	夜間	2	954	50%	477	400	
		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	50%	179	100	
	第3和室(舞台を使用する場合)	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
	1	午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
	1	夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第3和室(舞台を使用しない場合)	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
	1	午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
	1	夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
	1	延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	

			3	見 行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
井草地域区民センター	第4和室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	
	工芸室(工芸使用)	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	工芸室(集会使用)	午前	3	1,357	1,300	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
	工五宝(宋五氏/川/	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	904	900	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75		300	延長使用料	0.75				500	
	₩ <b>押</b> 壹 (1 4 N <b>T</b> 佳 田)			339				1,074	50%	537		
	料理室(14以下使用)	午前	3	3,484	3,400	午前	3	7,877	50%	3,939	3,900	
		午後①及び午後②	2	2,323	2,300	午後①及び午後②	2	5,251	50%	2,626	2,600	
		夜間	2	2,323	2,300	夜間	2	5,251	50%	2,626	2,600	
		延長使用料	0.75	871	800	延長使用料	0.75	1,969	50%	985	900	
	料理室(15人以上使用)	午前	3	4,976	4,900	午前	3	7,877	50%	3,939	3,900	
		午後①及び午後②	2	3,317	3,300	午後①及び午後②	2	5,251	50%	2,626	2,600	
		夜間	2	3,317	3,300	夜間	2	5,251	50%	2,626	2,600	
		延長使用料	0.75	1,244	1,200	延長使用料	0.75	1,969	50%	985	900	
	軽運動室		1	890	800		1	1,500	50%	750	800	
	第1音楽室		1	1,017	1,000		1	1,611	50%	806	800	
	第2音楽室		1	1,809	1,800		1	2,864	50%	1,432	1,400	
梅里区民集会所	第1集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	500	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第2集会室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
	N-2K-1	午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
L京サラ区民集会部	集会室(特別パントリーを使用する場合)	午前	3	1,583	1.500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
上向井厂区区朱云川	来云玉(竹別) ジャラーを使用する場合)			, i	,	十 刊 午後①及び午後②		· ·		· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000		2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	集会室(特別バントリーを使用しない場合)	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第1和室	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	
		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	954	50%	477	400	
		夜間	2	603	600	夜間	2	954	50%	477	400	
		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	50%	179	100	
	第2和室	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	
		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	954	50%	477	400	
		夜間	2	603	600	夜間	2	954	50%	477	400	
		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	50%	179	100	
四宮区民集会所	第1集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第2集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
	77 = 77 A X	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
			2	904	900		2		50%	716	700	
		夜間				夜間		1,432				
	£n ⇔	延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	和室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
ı		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
	ĺ	延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	

			3	見 行				改	定		1	
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
西荻南区民集会所	第1集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第2集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
	*************************************	延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	遊戯室(集会使用)	午前	3	4,524	4,500	午前	3	7,161	50%	3,581	3,500	
		午後①及び午後②	2	3,016	3,000	午後①及び午後②	2	4,774	50%	2,387	2,300	
		夜間 延長使用料	0.75	3,016 1,131	3,000 1,100	平日夜間 延長使用料	0.75	4,774 1,790	50% 50%	2,387 895	2,300 800	
	遊戲室(体育全面使	<b>是</b> 文使用材	0.75	359	300	<b>些</b> 文使用材	1	750	50%	375	300	
方南区民集会所	用) 第1集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
万用区以来云川	和1朱云王	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第2集会室	午前	3	1,809	1.800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
	//-//A ±	午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第3集会室	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	50%	358	300	
		夜間	2	452	400	夜間	2	716	50%	358	300	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
	和室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	多目的ルーム(集会使用)	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	多日的ルーム(音楽使用又は体育使用)		1	1,055	1,000		1	1,670	50%	835	800	
下高井戸区民集会所	第1集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第2集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
	feter at Tour ender	延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第1和室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後② 夜間	2	1,357 1,357	1,300 1,300	午後①及び午後② 夜間	2	2,148 2,148	50% 50%	1,074 1,074	1,000 1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	2,148	50%	403	400	
	第2和室	年前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
	747HT	午後①及び午後②	2	1,055	1,000	十 刊 午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	
	体育室(集会使用)	午前	3	4,976	4,900	午前	3	7,880	50%	3,940	3,900	
		午後①及び午後②	2	3,317	3,300	午後①及び午後②	2	5,253	50%	2,627	2,600	
		夜間	2	3,317	3,300	夜間	2	5,253	50%	2,627	2,600	
		延長使用料	0.75	1,244	1,200	延長使用料	0.75	1,970	50%	985	900	
	体育室(全面使用)		1	719	700		1	1,500	50%	750	800	
	体育室(半面使用)		1	359	400		1	750	50%	375	400	
本天沼区民集会所	第1集会室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
	]	延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	

			3	見 行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
本天沼区民集会所	第2集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第3集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第4集会室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	和室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
和田区民集会所	第1集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第2集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第3集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第1和室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第2和室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	
八成区民集会所	第1集会室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第2集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
	Mro# A -	延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第3集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
	Anton a Alice A	延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第4集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	和室	午前	3	1,583	1,500	午前	3.00	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	水屋	午前	3	226	200	午前	3	358	50%	179	100	
		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	50%	119	100	
		夜間	2	150	100	夜間	2	238	50%	119	100	
		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	50%	45	100	

			3	見 行				改	定		1	
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
高円寺北区民集会所	第1集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第2集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第3集会室	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	第4集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第5集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第6集会室(特別パントリーを使用する場合)	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第6集会室(特別パントワーを使用しない場合)	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,790	50%	895	800	
		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,193	50%	597	500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193	50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	50%	224	200	
	和室	午前	3	2,262	2.200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
	177	午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
馬橋区民集会所	第1年仝宏	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
M	初1米五主	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第2集会室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
	和2米五主	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第3集会室					午前		2,864			1,400	
	<b>加・米</b> 本王	午前 午後①及び午後②	2	1,809 1,206	1,800 1,200	十 刑 午後①及び午後②	3	1,909	50% 50%	1,432 955	900	
		夜間	2	1,206	1,200		2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	夜間 延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第4集会室	延	3	4,071	4,000	<u> </u>	3	6,444	50%	3,222	3,200	
	//7末五土	午後①及び午後②	2	2,714	2,700	十 刊 午後①及び午後②	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		夜間	2	2,714	2,700	夜間	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	
天沼区民集会所	第1集仝字	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
八旧巴以禾五川	771末五土	十円 午後①及び午後②	2	1,357	1,300	十 刊 午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第2集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
	和4米云王	十川 午後①及び午後②	2	1,055	1,000	十 刑 午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		を問めている。	2			夜間	2				800	
		-		1,055	1,000	延長使用料		1,670	50%	835		
	第9年 <i>○</i> 宗	延長使用料	0.75	395	300		0.75	626 5.012	50%	313	300	
	第3集会室	午前	3	3,166	3,100	午前	3	5,012	50%	2,506	2,500	
		午後①及び午後②	2	2,111	2,100	午後①及び午後②	2	3,341	50%	1,671	1,600	
		夜間	2	2,111	2,100	夜間	2	3,341	50%	1,671	1,600	
	http://des.	延長使用料	0.75	791	700	延長使用料	0.75	1,253	50%	627	600	
	第4集会室	午前	3	4,071	4,000	午前	3	6,444	50%	3,222	3,200	
		午後①及び午後②	2	2,714	2,700	午後①及び午後②	2	4,296	50%	2,148	2,100	
		夜間	2	2,714	2,700	夜間	2	4,296	50%	2,148	2,100	
	1	延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	

			3	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
天沼区民集会所	第5集会室	午前	3	5,428	5,400	午前	3	8,593	50%	4,297	4,200	
		午後①及び午後②	2	3,619	3,600	午後①及び午後②	2	5,728	50%	2,864	2,800	
		夜間	2	3,619	3,600	夜間	2	5,728	50%	2,864	2,800	
		延長使用料	0.75	1,357	1,300	延長使用料	0.75	2,148	50%	1,074	1,000	
産業商工会館	展示場(集会利用)	午前	3	4,433	4,400	午前	3	7,018	50%	3,509	3,500	
		午後①及び午後②	2	2,955	2,900	午後①及び午後②	2	4,678	50%	2,339	2,300	
		夜間	2	2,955	2,900	夜間	2	4,678	50%	2,339	2,300	
		延長使用料	0.75	1,108	1,100	延長使用料	0.75	1,754	50%	877	800	
	和室	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第1集会室	午前	3	1,900	1,900	午前	3	3,007	50%	1,504	1,500	
		午後①及び午後②	2	1,266	1,200	午後①及び午後②	2	2,005	50%	1,003	1,000	
		夜間	2	1,266	1,200	夜間	2	2,005	50%	1,003	1,000	
		延長使用料	0.75	475	400	延長使用料	0.75	751	50%	376	300	
	第2集会室	午前	3	1,628	1,600	午前	3	2,577	50%	1,289	1,200	
		午後①及び午後②	2	1,085	1,000	午後①及び午後②	2	1,718	50%	859	800	
		夜間	2	1,085	1,000	夜間	2	1,718	50%	859	800	
		延長使用料	0.75	407	400	延長使用料	0.75	644	50%	322	300	
	第3集会室	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	
		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	954	50%	477	400	
		夜間	2	603	600	夜間	2	954	50%	477	400	
		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	50%	179	100	
勤労福祉会館	ホール(平日)	午前	3	13,468	13,000	午前	3	23,283	75%	17,462	17,000	
		午後	4	26,945	26,000	午後	4	46,576	75%	34,932	34,000	
		夜間	3	26,949	26,000	夜間	3	46,580	75%	34,935	34,000	
		延長使用料	0.75	3,367	3,300	延長使用料	0.75	5,820	75%	4,365	4,300	
	ホール(土日祝)	午前	3	13,468	13,000	午前	3	23,283	75%	17,462	17,000	
		午後	4	32,334	32,000	午後	4	55,891	75%	41,918	41,000	
		夜間	3	32,339	32,000	夜間	3	55,891	75%	41,918	41,000	
	the a the A who	延長使用料	0.75	3,367	3,300	延長使用料	0.75	5,820	75%	4,365	4,300	
	第1集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
		午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	<b>佐0年</b> 0 中	延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	第2集会室	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
	<b>第5年入宁</b>	延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	第5集会室	午前 午後①及び午後②	2	1,583	1,500	午前 午後①及び午後②	3	2,506	50% 50%	1,253	1,200 800	
				1,055	1,000		2	1,670		835		
		を間 延長使用料	0.75	1,055 395	1,000	夜間 延長使用料	0.75	1,670 626	50% 50%	835 313	800 300	
	第6集会室	<u> </u>	3	1,583	1,500	<u> </u>	3	2,506	50%	1,253	1,200	
	20米五王	午後①及び午後②	2	1,055	1,000	十 刊 午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第1和室(舞台使用)	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
	77 + 18 IX (7# H IX/II)	午後①及び午後②	2	1,357	1,300	十月J 午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,011	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第1和室(舞台不使用)	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
	2016 (10,711)	午後①及び午後②	2	904	900	十月J 午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	第2和室	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
	745 E T	午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	50%	716	700	
		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	50%	269	200	
	工芸室(工芸使用)	午前	3	2,714	2,700	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
	( ( (	午後①及び午後②	2	1,809	1,800	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		1又1日1	4									

			3	見 行				改	定		1	
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
勤労福祉会館	工芸室(集会使用)	午前	3	1,357	1,300	午前	3	4,296	50%	2,148	2,100	
		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		夜間	2	904	900	夜間	2	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	1,074	50%	537	500	
	軽運動室		1	890	800		1	1,500	50%	750	800	
	第1音楽室		1	1,131	1,100		1	1,790	50%	895	800	
	第1楽器練習室		1	150	100		1	238	50%	119	100	
社会教育センター	ホール(平日)	午前	3	24,966	24,000	午前	3	43,160	75%	32,370	32,000	
		午後	4	49,947	49,000	午後	4	86,336	75%	64,752	64,000	
		夜間	3	49,954	49,000	夜間	3	86,343	75%	64,757	64,000	
		延長使用料	0.75	6,241	6,200	延長使用料	0.75	10,790	75%	8,093	8,000	
	ホール(土日祝)	午前	3	24,966	24,000	午前	3	43,160	75%	32,370	32,000	
		午後	4	59,936	59,000	午後	4	103,603	75%	77,702	77,000	
		夜間	3	59,945	59,000	夜間	3	103,603	75%	77,702	77,000	
	Mr. e. Hr. A. e	延長使用料	0.75	6,241	6,200	延長使用料	0.75	10,790	75%	8,093	8,000	
	第5集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
	<b>毎c</b> # ヘウ	延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第6集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
	1	午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
	Mrsk A d	延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第7集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
		午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
	m-s	延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第1和室(舞台を使用する場合)	午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,222	50%	1,611	1,600	
		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,148	50%	1,074	1,000	
		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,148	50%	1,074	1,000	
	第1和室(舞台を使用しない場合)	延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	
	第1和至(舞台を使用しない場合)	午前 午後①及び午後②	3	1,131 754	1,100 700	午前 午後①及び午後②	3	1,790	50%	895 597	800 500	
		夜間	2	754	700	夜間	2	1,193 1,193	50% 50%	597	500	
		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	1,193	50%	224	200	
	第2和室	午前	3	2,262	2.200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
	カン111主	午後①及び午後②	2	1,508	,	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	
	視聴覚室	午前	3	4,976	4,900	午前	3	7,877	50%	3,939	3,900	
	During JE JE	午後①及び午後②	2	3,317	3,300	午後①及び午後②	2	5,251	50%	2,626	2,600	
	1	夜間	2	3,317	3,300	夜間	2	5,251	50%	2,626	2,600	
	1	延長使用料	0.75	1,244	1,200	延長使用料	0.75	1,969	50%	985	900	
	リハーサル室	午前	3	3,619	3,600	午前	3	5,728	50%	2,864	2,800	
		午後	4	4,825	4,800	午後	4	7,638	50%	3,819	3,800	
	1	夜間	3	3,619	3,600	夜間	3	5,728	50%	2,864	2,800	
	1	延長使用料	0.75	904	900	延長使用料	0.75	1,432	50%	716	700	
	展示室(展示使用)	全日	10	19,000	19,000	全日	10	30,072	50%	15,036	15,000	
	展示室(集会使用)	午前	3	8,867	8,800	午前	3	14,036	50%	7,018	7,000	
	1	午後①及び午後②	2	5,911	5,900	午後①及び午後②	2	9,357	50%	4,679	4,600	
	1	夜間	2	5,911	5,900	夜間	2	9,357	50%	4,679	4,600	
	1	延長使用料	0.75	2,216	2,200	延長使用料	0.75	3,509	50%	1,755	1,700	
杉並会館	第1集会室	午前	3	1,809	1,800	午前	3	2,864	50%	1,432	1,400	
	1	午後①及び午後②	2	1,206	1,200	午後①及び午後②	2	1,909	50%	955	900	
	1	夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	50%	358	300	
	第2集会室	午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,506	50%	1,253	1,200	
	1	午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,670	50%	835	800	
	1	夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,670	50%	835	800	
		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	50%	313	300	
	第3集会室	午前	3	2,262	2,200	午前	3	3,580	50%	1,790	1,700	
	1	午後①及び午後②	2	1,508	1,500	午後①及び午後②	2	2,387	50%	1,194	1,100	
	1	夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,387	50%	1,194	1,100	
		延長使用料	1	565	500	延長使用料	0.75	895	50%	448	400	

			J	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
杉並会館	宴会室(芙蓉)	1回	2	4,524	4,500	1回	2	7,161	50%	3,581	3,500	
	宴会室(末広)	1回	2	9,952	9,900	1回	2	15,754	50%	7,877	7,800	
	宴会室(孔雀)	1回	2	14,476	14,000	1回	2	22,915	50%	11,458	11,000	
芸術会館	小劇場(平日)	午前	3	22,123	22,000	午前	3	22,123	100%	22,123	22,000	
		午後	4	44,246	44,000	午後	4	44,246	100%	44,246	44,000	
		夜間	4	58,995	58,000	夜間	4	58,995	100%	58,995	58,000	
		全日	-	111,600	111,000	全日	-	111,600	100%	111,600	111,000	
		延長使用料	0.75	5,530	5,500	延長使用料	0.75	5,530	100%	5,530	5,500	
	小劇場(土日祝)	午前	3	26,547	26,000	午前	3	26,545	100%	26,545	26,000	
		午後	4	53,095	53,000	午後	4	53,099	100%	53,099	53,000	
		夜間	4	70,794	70,000	夜間	4	70,787	100%	70,787	70,000	
		全日	-	134,100	134,000	全日		134,100	100%	134,100	134,000	
		延長使用料	0.75	6,636	6,600	延長使用料	0.75	6,636	100%	6,636	6,600	
	区民ホール(平目)	午前	3	10,840	10,000	午前	3	18,740	50%	9,370	9,300	
		午後	4	21,687	21,000	午後	4	37,488	50%	18,744	18,000	
		夜間	4	28,921	28,000	夜間	4	49,988	50%	24,994	24,000	
	区民ホール(土日祝)	延長使用料	0.75	2,710	2,700	延長使用料	0.75	4,685	50%	2,343	2,300	
	区氏小一ル(工日代)	午前	3	10,840	10,000	午前	3	18,740	50%	9,370	9,300	
		午後	4	26,025	26,000	午後	4	44,985	50%	22,493	22,000	
		夜間 延長使用料	0.75	34,705 2,710	34,000 2.700	夜間 延長使用料	0.75	59,980 4,685	50% 50%	29,990 2,343	29,000 2,300	
	阿波踊りホール	午前	3	8,143	8.100	午前	3	12,889	50%	6,445	6,400	
	(阿波踊り・集会以外(平日))	午後	4	10,857	10.000	午後	4	17,186	50%	8,593	8,500	
	(内区間) 米本の/ド(エロバ	夜間	4	10,857	10,000	夜間	4	17,186	50%	8,593	8,500	
		延長使用料	0.75	2,035	2.000	延長使用料	0.75	3,222	50%	1,611	1,600	
	阿波踊りホール	午前	3	8,143	8,100	午前	3	12,889	50%	6,445	6,400	
	(阿波踊り・集会以外(土日祝))	午後	4	13,029	13,000	午後	4	20,620	50%	10,310	10,000	
		夜間	4	13,029	13,000	夜間	4	20,620	50%	10,310	10,000	
		延長使用料	0.75	2,035	2.000	延長使用料	0.75	3,222	50%	1,611	1,600	
	阿波踊りホール	午前	3	4,071	4.000	午前	3	6,447	50%	3,224	3,200	
	(集会利用(平日))	午後	4	5,428	5,400	午後	4	8,596	50%	4,298	4,200	
		夜間	4	5,428	5,400	夜間	4	8,596	50%	4,298	4,200	
		延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	
	阿波踊りホール	午前	3	4,071	4,000	午前	3	6,447	50%	3,224	3,200	
	(集会利用(土日祝))	午後	4	6,514	6,500	午後	4	10,310	50%	5,155	5,100	
		夜間	4	6,514	6,500	夜間	4	10,310	50%	5,155	5,100	
		延長使用料	0.75	1,017	1,000	延長使用料	0.75	1,611	50%	806	800	
	阿波踊りホール(阿波踊り利用)	9~22時	1	719	700	9~22時	1	1,500	50%	750	700	
	けいこ場1(平日)	午前	3	4,391	4,300		3	4,391	100%	4,391	4,300	
		午後	4	8,785	8,700	午後	4	8,785	100%	8,785	8,700	
		夜間	4	11,716	11,000	夜間	4	11,716	100%	11,716	11,000	
		全日	_	21,600	21,000	全日	_	21,600	100%	21,600	21,000	
		延長使用料	0.75	1,097	1,000	延長使用料	0.75	1,097	100%	1,097	1,000	
	けいこ場1(土目祝)	午前	3	4,829	4,800	午前	3	4,829	100%	4,829	4,800	
		午後	4	9,656	9,600	午後	4	9,656	100%	9,656	9,600	
		夜間	4	12,872	12,000	夜間	4	12,872	100%	12,872	12,000	
		全日	-	23,760	23,000	全日	-	23,760	100%	23,760	23,000	
	hb .= (= a /= - )	延長使用料	0.75	1,207	1,200	延長使用料	0.75	1,207	100%	1,207	1,200	
	けいこ場2(平日)	午前	3	1,808	1,800	午前	3	1,808	100%	1,808	1,800	
		午後	4	3,617	3,600	午後	4	3,617	100%	3,617	3,600	
		夜間	4	4,824	4,800	夜間	4	4,824	100%	4,824	4,800	
		全日	0.75	9,180	9,100	全日	0.75	9,180	100%	9,180	9,100	
	/+1.\\\=#0/.\\\\\=#0\\	延長使用料	0.75	452	1 000	延長使用料	0.75	452	100%	452	400	
	けいこ場2(土日祝)	午前	3	1,988	1,900	午前	3	1,988	100%	1,988	1,900	
		午後	4	3,976	3,900	午後	4	3,976	100%	3,976	3,900	
		夜間	4	5,300	5,300	夜間	4	5,300	100%	5,300	5,300	
		全日 延長庙田料	0.75	9,990	9,900	全日 延長庙田料	0.75	9,990	100%	9,990	9,900	
	けいこ場3(平日)	延長使用料	0.75	2 066	3 000	延長使用料	0.75	2 066	100%	2 066	3 000	
	りいこ場3(半日)	午前	3	2,066	2,000	午前	3	2,066	100%	2,066	2,000	
		午後	4	4,134	4,100	午後	4	4,134	100%	4,134	4,100	
		を問 全日	4	5,513	5,500	を問 全日	4	5,513	100%	5,513	5,500	
	i	土口	_	10,440	10,000	土口	_	10,440	100%	10,440	10,000	

			3	見行				改	定			
施設名	場所	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
芸術会館	けいこ場3(土日祝)	午前	3	2,272	2,200	午前	3	2,272	100%	2,272	2,200	
		午後	4	4,544	4,500	午後	4	4,544	100%	4,544	4,500	
		夜間	4	6,057	6,000	夜間	4	6,057	100%	6,057	6,000	
		全日	-	11,430	11,000	全日	-	11,430	100%	11,430	11,000	
		延長使用料	0.75	568	500	延長使用料	0.75	568	100%	568	500	
太田黒公園茶室	茶室	午前	3	3,053	3,000	午前	3	4,834	50%	2,417	2,400	
		午後	4	4,071	4,000	午後	4	6,445	50%	3,223	3,200	
		延長使用料	0.75	763	700	延長使用料	0.75	1,208	50%	604	600	
柏の宮公園茶室	茶室	午前	3	5,428	5,400	午前	3	8,594	50%	4,297	4,200	
		午後	4	7,238	7,200	午後	4	11,459	50%	5,730	5,700	
		延長使用料	0.75	1,357	1,300	延長使用料	0.75	2,148	50%	1,074	1,000	
角川庭園茶室	茶室	午前	3	678	600	午前	3	1,074	50%	537	500	
		午後	4	904	900	午後	4	1,432	50%	716	700	
		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	50%	134	100	
角川庭園詩歌館	詩歌室1	午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,148	50%	1,074	1,000	
		午後	4	1,809	1,800	午後	4	2,864	50%	1,432	1,400	
		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	50%	403	400	·
	詩歌室2	午前	3	904	900	午前	3	1,432	50%	716	700	
		午後	4	1,206	1,200	午後	4	1,909	50%	955	900	
		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	50%	179	100	

# 体育施設使用料一覧

				現行				改	Ė		
施設名	場所	区分1	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
上井草スポーツセンター	野球場		2	3,899	3,800	2	9,495	50%	4,747	4,700	选本领毛/用尔丹田图 a. F.W
	庭球場 弓道場	貸切り	2	1,056 2,643	1,000 2.600	2	2,762 7,200	100%	2,762 3,600	1,500 3,600	激変緩和(現行使用料の1.5倍)
	つ 迫 物	一般	1	220	200	1回	702	50%	351	300	1回2時間
	運動場(全面)	/10.	2	15,862	7.600	2	18,991	50%	9,495	9,400	野球場の2倍
	運動場(半面)		2	7,931	3,800	2	9,495	50%	4,747	4,700	野球場と同額
	小運動場		2	5,216	1,000	2	2,762	50%	1,381	1,300	
	体育館(全面)	貸切り	2	7,931	7,900	2	16,081	50%	8,040	8,000	
	体育館(半面)	貸切り	2	3,965	3,900	2	8,040	50%	4,020	4,000	
	体育館(1/3面)	貸切り	2	2,643	2,600	2	5,360	50%	2,680	2,700	
	体育館(1/4面)	貸切り	2	1,982	1,900	2	4,020	50%	2,010	2,000	
	体育館(1/6面)	貸切り	2	1,321	1,300	2	2,680	50%	1,340	1,300	
	体育館	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
	小体育室(全面)	一般(小人) 貸切り	1回 2	147 4,430	100 2.600	1回 2	5,360	50% 50%	120 2,680	100 2.600	1回2時間 体育館(全面)の1/3
	小体育室(半面)	貸切り	2	2,215	1,300	2	2,680	50%	1,340	1,300	
	小体育室	一般(大人)	1回	2,215	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
	1.14.H T	一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	温水プール	貸切り	2	6,458	6,000	2	6,000	100%	6,000	6,000	TELEVITA)
		一般(大人)	1	269	250	1	274	100%	274	250	
		一般(小人)	1	134	130	1	137	100%	137	130	
	トレーニングルーム		1回	392	400	1回	510	100%	510	500	
	ゲートボール場		2	377	400	2	1,381	50%	690	600	
	第一会議室		1	1,055	1,000	1	1,670	50%	835	800	
	第二会議室		1	1,055	1,000	1	1,670	50%	835	800	
高円寺体育館	体育館(全面)	貸切り	2	5,916	5,900	2	12,061	50%	6,030	6,000	
	体育館(半面)	貸切り	2	2,958	2,900	2	6,030	50%	3,015	3,000	
	体育館(1/4面)	貸切り	2	1,479	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	
	体育館	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
		一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	小体育室(全面)	貸切り	2	1,780	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	体育館(全面)の1/4
	小体育室	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
荻窪体育館	休存館(全面)		1回	5,916	100 5,900	1回 2	241 12,061	50% 50%	6,030	6,000	1回2時間
狄洼平月貼	体育館(全面) 体育館(半面)	貸切り 貸切り	2	2,958	2,900	2	6,030	50%	3,015	3,000	
	体育館(1/4面)	貸切り	2	1,479	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	
	体育館	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
	III PAH	一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	小体育室(全面)	貸切り	2	1,780	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	体育館(全面)の1/4
	小体育室	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
		一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	武道場(全面)	貸切り	2	3,557	2,600	2	5,360	50%	2,680	2,600	上井草小体育室と同額
	武道場(半面)	貸切り	2	1,778	1,300	2	2,680	50%	1,340	1,300	
	武道場	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
		一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	1	1回2時間
	第一会議室		1	678	600	1	1,074	50%	537	500	
11 - 4 11 - 4 M	第二会議室	451710	1	527	500	1	835	50%	417	400	
妙正寺体育館	体育館(全面)	貸切り	2	5,916	5,900	2	12,061	50%	6,030	6,000	
	体育館(半面)	貸切り 貸切り	2	2,958	2,900	2	6,030	50% 50%	3,015	3,000 1,500	
	体育館(1/4面) 体育館	一般(大人)	1回	1,479 295	1,400 200	2 1回	3,015 482	50%	1,507 241		1回2時間
	HA H *H	一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120		1回2時間
	小体育室(全面)	貸切り	2	4,430	2,600	2	5,360	50%	2,680	2,600	e
	小体育室(半面)	貸切り	2	2,215	1,300	2	2,680	50%	1,340	1,300	
	小体育室	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	-	1回2時間
		一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	庭球場		2	1,056	1,000	2	2,762	100%	2,762	1,500	激変緩和(現行使用料の1.5倍)
	会議室		1	527	500	1	835	50%	417	400	
大宮前体育館	体育館(全面)	貸切り	2	5,916	5,900	2	12,061	50%	6,030	6,000	
	体育館(半面)	貸切り	2	2,958	2,900	2	6,030	50%	3,015	3,000	
	体育館(1/4面)	貸切り	2	1,479	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	1 Clort BP
	体育館	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241		1回2時間
	小休春宝(△盂)	一般(小人)	1回	1 780	100	1回	241	50%	120		1回2時間 休奈館(全面)の1/4
	小体育室(全面) 小体育室	貸切り 一般(大人)	2 1回	1,780 295	1,400	2 1回	3,015 482	50% 50%	1,507 241	1,500	体育館(全面)の1/4 1回2時間
	小₩月玉	一般(八人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	
	武道場(全面)	貸切り	2	1,778	1,300	2	2,680	50%	1,340	1,300	1回2時間 荻窪体育館武道場(半面)と同額
	武道場(王面)	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
	~V/==-1/11	一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	
	温水プール	貸切り	2	6,458	6,000	2	6,000	100%	6,000	6,000	
		一般(大人)	1	269	250	1	274	100%	274	250	
		一般(小人)	1	134	130	1	137	100%	137	130	
				392	400	1回	510	100%	510	500	
	トレーニングルーム		1回	392	700						
	トレーニングルーム 会議室		1	603	600	1	954	50%	477	400	

# 体育施設使用料一覧

				現行				改	Ė		
施設名	場所	区分1	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間	改定使用料 計算額(円)	負担割合	負担割合適用 改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
永福体育館	体育館(全面)	貸切り	2	5,916	5,900	2	12,061	50%	6,030	6,000	
	体育館(半面)	貸切り	2	2,958	2,900	2	6,030	50%	3,015	3,000	
	体育館(1/4面)	貸切り	2	1,479	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	
	体育館	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
		一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	小体育室(全面)	貸切り	2	1,780	1,400	2	3,015	50%	1,507	1,500	
	小体育室	一般(大人)	1回	295	200	1回	482	50%	241	200	1回2時間
		一般(小人)	1回	147	100	1回	241	50%	120	100	1回2時間
	トレーニングルーム		1回	392	400	1回	510	100%	510	500	
	ビーチコート(全面)	貸切り	2	2,112	2,000	2	5,525	50%	2,762	2,600	ビーチコート(半面)の2倍
	ビーチコート(半面)	貸切り	2	1,056	1,000	2	2,762	50%	1,381	1,300	
	ビーチコート	一般(大人)	1回		200	1回	482	50%	241	200	
		一般(小人)	1回		100	1回	241	50%	120	100	
	第一会議室		1	1,357	1,300	1	2,148	50%	1,074	1,000	
	第二会議室		1	1,357	1,300	1	2,148	50%	1,074	1,000	
下高井戸運動場	野球場		2	3,899	3,800	2	9,495	50%	4,747	4,700	
	運動場(全面)		2	15,862	6,000	2	15,192	50%	7,596	7,500	野球場の1.6倍
	運動場(半面)		2	15,862	3,800	2	7,596	50%	3,798	3,800	
松ノ木運動場	野球場		2	3,899	3,800	2	9,495	50%	4,747	4,700	
	庭球場		2	1,056	1,000	2	2,762	100%	2,762	1,500	激変緩和(現行使用料の1.5倍)
和田堀公園野球場	野球場		2	3,899	3,800	2	9,495	50%	4,747	4,700	
和田堀調節池底球場	庭球場		2	1,056	1,000	2	2,762	100%	2,762	1,500	激変緩和(現行使用料の1.5倍)
塚山公園運動場	野球場		2	2,660	2,600	2	2,770	50%	1,385	1,300	
蚕糸の森公園運動場	運動場		2	2,660	2,600	2	2,770	50%	1,385	1,300	
井草森公園運動場	天然芝運動場(全面)		2	10,851	10,000	2	18,991	50%	9,495	9,400	上井草運動場と同額
	天然芝運動場(半面)		2	5,425	5,000	2	9,495	50%	4,747	4,700	
柏の宮公園庭球場	庭球場		2	1,056	1,000	2	2,770	100%	2,770	1,500	激変緩和(現行使用料の1.5倍)
和田堀公園プール	プール	一般(大人)	2	495	400	2	510	100%	510	500	
		一般(小人)	2	247	200	2	255	100%	255	250	
		貸切	2	30,000	30,000	2	37,500	100%	37,500	37,000	
高井戸温水プール	温水プール	一般(大人)	1	269	250	1	274	100%	274	250	
		一般(小人)	1	134	130	1.00	137	100%	137	130	
		貸切り	2	6,458	6,000	2	6,000	100%	6,000	6,000	
杉十小プール		一般(大人)	1	269	250	1	274	100%	274	250	
		一般(小人)	1	134	130	1	137	100%	137	130	
		貸切り	2	6,458	6,000	2	6,000	100%	6,000	6,000	
温水プール	3,000円使用券		-	2,500	2,500	-	2,500	100%	2,500	2,500	
	1,500円使用券		-	1,250	1,250	-	1,250	100%	1,250	1,250	

						現行				改定		
施設名	場所	区別1	区別2	時間区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	川から井京ウ	)) ))/- c+>		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	第2講座室	洋室 "		夜間 延長使用料	0.75	754 282	700 200	夜間 延長使用料	0.75	1,194 447	1,100	
	多目的室	洋室		夜間	2	4,825	4,800	夜間	2	7,641	7,600	
	"	"		延長使用料	0.75	1,809	1,800	延長使用料	0.75	2,865	2,800	
ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	11	"		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	"	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	"	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	"	洋室 "		午前午後の及び午後②	3	1,131 754	1,100 700	午前 午後の及び午後②	3	1,791 1,194	1,700 1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	11	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
ゆうゆう下高井戸館	集会室	洋室1		午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,507	2,500	
	11	11		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,671	1,600	
	IJ	"		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,671	1,600	
	II .	<i>II</i>		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
	"	洋室2		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	452 169	100	夜間 延長使用料	0.75	716 268	700 200	
かうゆう西田館	集会室	和室		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	"		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
	IJ	II		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
	II	洋室		午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	1,600	
	11	"		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	# 人中	II In⇔		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
らゆう堀ノ内松ノ木館	集会至	和室 ″		午前午後の及び午後②	2	565	500 300	午前 午後①及び午後②	3	895 597	800 500	
	"	"		夜間	2	377 377	300	夜間	2	597	500	
	11	"		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	11	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	11	II.		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	11	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	11	11		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	11	洋室2		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	"		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
	多目的室	洋室		延長使用料午前	0.75	904	100 900	延長使用料 午前	0.75	134 1,432	1,400	
	多日 的 至	件至		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	955	900	
	"	"		夜間	2	603	600	夜間	2	955	900	
	11	"		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	300	
ゆうゆう阿佐谷館	集会室	和室		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	IJ	II.		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	11	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	11	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	11	洋室1		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間	0.75	452	400	夜間	2	716	700	
	"	洋室2		延長使用料 午前	0.75	169 678	100 600	延長使用料 午前	0.75	268 1,074	1,000	
	"	// 生之		〒月1 午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	11	"		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	"	洋室3		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	II	11		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	"	"		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
	II	<i>II</i>		延長使用料	0.75	197	100	延長使用料	0.75	313	300	
	"	洋室4		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	"	"		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	527 197	100	夜間 延長使用料	0.75	835	800 300	
	多目的室	洋室		<del>延長使用科</del> 午前	0.75	791	100 700	<del>姓長使用科</del> 午前	0.75	313 1,253	1,200	
	タロロ)主	作里		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	11	"		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
										+		

	1					現行				改定		
施設名	場所	区別1	区別2	時間 区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
ゆうゆう高円寺北館	集会室	洋室1		午前	3	1,017	900	午前	3	1,611	1,600	
	11	11		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間	0.75	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	"	洋室2		延長使用料	0.75	254 678	200 600	延長使用料	0.75	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	"	11		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	"	洋室3		午前	3	226	200	午前	3	358	300	
	"	"		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	200	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	150 56	100	夜間 延長使用料	0.75	238 89	200 100	
	講座室	洋室		午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	1,600	
	<i>II</i>	"		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	11	11		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	11	11		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
ゆうゆう大宮前館	集会室	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	754 282	700 200	夜間 延長使用料	0.75	1,194 447	1,100	
	"	洋室2		<sup>姓長使用科</sup> 午前	0.75	452	400	<del>延長使用科</del> 午前	0.75	716	700	
	"	#±2		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	11	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
	"	11		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
	11	洋室3		午前	3	452	400	午前	3	716	700	
	"	"		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	"	"		夜間 延長使用料	2	301	300	夜間	2	477	400	
ゆうゆう方南館	集会室	和室		午前	0.75	113 565	100 500	延長使用料	0.75	179 895	100 800	
P J P J J J ITI KE	<b>ポム主</b>	7F±		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	"	11		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	11	11		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	11	洋室		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	"	"		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	"	"		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
ゆうゆう荻窪館	集会室	和室		延長使用料 午前	0.75	197 678	100 600	延長使用料	0.75	313 1,074	300 1,000	
アプタノ (全時	来云王	TH EL		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	11	11		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	"	11		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	11	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	11	11		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	"	洋室2		延長使用料	0.75	282 339	200 300	延長使用料	0.75	447 537	400 500	
	"	IT ±2		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
	II .	11		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
ゆうゆう四宮館	集会室	洋室1	-	午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	-
	II .	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	"	# 洋室2		延長使用料	0.75	282	200 400	延長使用料	0.75	447 716	400 700	
	"	注至2 //		十 刊 午後①及び午後②	3	452 301	300	十 門 午後①及び午後②	3	716 477	400	
	"	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
	II .	11		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
ゆうゆう今川館	集会室	洋室1		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	"	"		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	1,400	
	JJ	11		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	1,400	
	"	光宝9		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
	"	洋室2		午前 午後①及び午後②	2	1,017 678	1,000	午前 午後①及び午後②	2	1,611 1,074	1,600 1,000	
	"	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	"	"		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
	ホール	洋室		午前	3	3,393	3,300	午前	3	5,370	5,300	
	"	"		午後①及び午後②	2	2,262	2,200	午後①及び午後②	2	3,580	3,500	
	11	11		夜間	2	2,262	2,200	夜間	2	3,580	3,500	
	"	"		延長使用料	0.75	848	800	延長使用料	0.75	1,342	1,300	

						現行				改定		A44. **
施設名	場所	区別1	区別2	時間 区分	時間	現行使用料 計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
ゆうゆう天沼館	集会室	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	0.75	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	"	洋室2		延長使用料	3	282 678	200 600	延長使用料	0.75	1,074	1,000	
	"	IT ±2		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	II.	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	11	"		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
ゆうゆう上高井戸館	集会室	和室		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	11	II		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	11	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	"	<i>II</i>		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	,,	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	<i>II</i>	"		午後①及び午後②	2	754 754	700 700	午後①及び午後② 夜間	2	1,194 1,194	1,100 1,100	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	1,194	400	
	"	洋室2		午前	3	452	400	午前	3	716	700	
	"	"		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	11	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
	II.	II.		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室1		午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,507	2,500	
	11	"		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,671	1,600	
	11	11		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,671	1,600	
	11	11		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
	11	洋室2		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	II	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
1 × 1 × 10, 11, 66	# ^ <del>-</del>	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
らゆう桃井館	集会室	和室		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	"		午後①及び午後②	2	226 226	200	午後①及び午後② <b>7村</b> 月月	2	358 358	300 300	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	84	100	夜間 延長使用料	0.75	134	100	
	"	洋室1		午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	1,600	
	11	"		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	JJ	ı,		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	11	"		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
	II	洋室2		午前	3	226	200	午前	3	358	300	
	11	"		午後①及び午後②	2	150	100	午後①及び午後②	2	238	200	
	11	"		夜間	2	150	100	夜間	2	238	200	
	IJ	IJ		延長使用料	0.75	56	100	延長使用料	0.75	89	100	
	多目的室	洋室		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	"	JJ		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	11	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
13.13 = 11.1 = 20.	# 人 🗁	II		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
ゆうゆう高円寺東館	集会室	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後② 夜間	2	754 754	700 700	午後①及び午後② 夜間	2	1,194	1,100 1,100	
	"	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	1,194 447	400	
	"	洋室2		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	"	IT ±2		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	II.	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	"	"		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	多目的室	洋室		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	11	II		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	11	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	-
	II	IJ		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
うゆう和田館	集会室	洋室1		午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	1,600	
	II	II .		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	"	)) ))		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
	"	洋室2		午前	3	904	900	午前	3	1,432	1,400	
	<i>11</i>	"		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後② <b>プ友 見月</b>	2	955 955	900	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	603 226	200	夜間 延長使用料	0.75	358	300	
	"	洋室3		午前	3	113	100	午前	3	179	100	
	"	作至3		午後①及び午後②	2	75	100	午後①及び午後②	2	119	100	
	"	"		夜間	2	75	100	夜間	2	119	100	
				2.22.9	0.75	28	100	1	0.75	44	100	

						現 行				改定		
施設名	場所	区別1	区別2	時間区分	時間	現行使用料 計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
ゆうゆう梅里堀ノ内館	集会室	和室		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	"		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	226 84	100	夜間 延長使用料	0.75	358 134	300 100	
	"	洋室1		午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,507	2,500	
	IJ	II		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,671	1,600	
	IJ	"		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,671	1,600	
	"	# 40		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
	"	洋室2		午前午後の及び午後②	3	452 301	400 300	午前	3	716 477	700 400	
	II .	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
	JJ	11		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
ゆうゆう和泉館	集会室	洋室1		午前	3	1,017	900	午前	3	1,611	1,600	
	"	"		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	678 254	600 200	夜間 延長使用料	0.75	1,074	1,000	
	II .	洋室2		午前	3	452	400	午前	3	716	700	
	IJ	n n		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	11	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
みるみるさサモエゲ	生 公 宁	// >+ <> 1		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
ゆうゆう高井戸西館	集会室	洋室1		午前午後の及び午後②	3	1,131 754	1,100 700	午前 午後①及び午後②	3	1,791 1,194	1,700 1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	"	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	"	洋室2		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	"	"		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	"	"		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
	"	# 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		延長使用料 午前	0.75	197 452	100 400	延長使用料	0.75	313 716	300 700	
	"	17至3		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	"	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
	IJ	11		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
ゆうゆう西荻北館	集会室	洋室1		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	"	"		午後①及び午後② 夜間	2	904	900	午後①及び午後② 夜間	2	1,432 1,432	1,400 1,400	
	"	"		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
	"	洋室2		午前	3	452	400	午前	3	716	700	
	IJ	"		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	"	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
		ル 学 ウ つ		延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
	"	洋室3		午前午後の及び午後②	3	678 452	600 400	午前 午後①及び午後②	3	1,074 716	1,000 700	
	"	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	IJ	n.		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
ゆうゆう高井戸東館	集会室	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	II .	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	754 282	700 200	夜間 延長使用料	0.75	1,194 447	1,100 400	
	"	洋室2		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	IJ	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	IJ	II .		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	II	JJ		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	"	洋室3		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	"		午後①及び午後② 夜間	2	226 226	200	午後①及び午後② 夜間	2	358 358	300 300	
	"	"		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
ゆうゆう井草館	集会室	洋室1		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	II	II .		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	1,400	
	"	"		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	1,400	
	"	# 第室2		延長使用料 午前	0.75	339 565	300 500	延長使用料	0.75	537 895	500 800	
	"	件至2		午後①及び午後②	2	377	300	十十月 <b>リ</b> 午後①及び午後②	2	597	500	
	"	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	II.	"		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	II .	洋室3		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	"		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	

	ı			+		現行				改定		
施設名	場所	区別1	区別2	時間 区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
ゆうゆう阿佐谷北館	集会室	洋室1		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	"	II .		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	1,400	
	II .	11		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	1,400	
	"	<i>II</i>		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
	"	洋室2		午前午後の及び午後②	3	565 377	500 300	午前 午後①及び午後②	2	895 597	800 500	
	"	"		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	"	"		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	"	洋室3		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	n n		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	11	11		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
	II	11		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
らゆう善福寺館	集会室	和室		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	452 169	400 100	夜間 延長使用料	0.75	716 268	700 200	
	"	// // // // // // // // // // // // // /		午前	3	1,017	900	午前	3	1,611	1,600	
	"	"		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	"	"		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
	"	洋室2		午前	3	904	900	午前	3	1,432	1,400	
	11	"		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	955	900	
	II .	11		夜間	2	603	600	夜間	2	955	900	
	"	"		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	300	
うゆう久我山館	集会室	洋室1		午前	3	1,017	900	午前	3	1,611	1,600	
	"	"		午後①及び午後②	2	678 678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	254	600 200	夜間 延長使用料	0.75	1,074	1,000	
	"	洋室2		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	11	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	"	"		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	11	洋室3		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	11	"		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
2.12 × m.1.66	// // // // // // // // // // // // //	11		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
うゆう浜田山館	集会室	洋室1		午前午後の及び午後②	3	1,131	1,100 700	午前 午後の及び午後②	2	1,791	1,700	
	"	"		夜間	2	754 754	700	夜間	2	1,194 1,194	1,100 1,100	
	"	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	"	洋室2		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	"	"		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	"	II .		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	11	II		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	"	洋室3		午前	3	452	400	午前	3	716	700	
	"	"		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	"	"		夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
うゆう下井草館	集会室	# 第室1		延長使用料 午前	0.75	113 1,583	1,500	延長使用料 午前	0.75	179 2,507	100 2,500	
ノザノ 「	果云至	件至1		午後①及び午後②	3	1,055	1,000	十一門 午後①及び午後②	2	1,671	1,600	
	"	"		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,671	1,600	
	"	"		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
	"	洋室2		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	11	n.		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	II .	II .		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
	"	"		延長使用料	0.75	197	100	延長使用料	0.75	313	300	
	"	洋室3		午前	3	452	400	午前	3	716	700	
	"	"		午後①及び午後②	2	301	300	午後①及び午後②	2	477	400	
	"	"		夜間	0.75	301	300	夜間	0.75	170	400	
	" 多目的室	洋室		延長使用料 午前	0.75	113	1,000	延長使用料 午前	0.75	179 1,611	1,600	
	多日的至	件至 #		午後①及び午後②	2	678	600	十 門 午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	"	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	"	"		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
うゆう永福館	集会室	洋室1		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	II	n n		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	11	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	"	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	

						現 行				改定		
施設名	場所	区別1	区別2	時間 区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
ゆうゆう永福館	集会室	洋室2		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	II .	11		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
		// ※字a		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	"	洋室3		午前 午後①及び午後②	3	339 226	300 200	午前 午後①及び午後②	3	537 358	500 300	
	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
	"	"		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
	多目的室	洋室		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	"	"		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	1,400	
	11	"		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	1,400	
	"	"		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
ゆうゆう荻窪東館	集会室	洋室1		午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	1,600	
	II .	11		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	11	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	11	<i>II</i>		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
	"	洋室2		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	"	"		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
ŀ	"	"		夜間 延長使用料	0.75	377 141	300 100	夜間 延長使用料	0.75	597 223	500 200	
ŀ	"	" 洋室3		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
ŀ	<i>"</i>	// 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
ł	"	"		夜間	2	226	200	夜間	2	358	300	
ļ	JJ	"		延長使用料	0.75	84	100	延長使用料	0.75	134	100	
ゆうゆう大宮堀ノ内館	集会室	洋室1		午前	3	904	900	午前	3	1,432	1,400	
	11	"		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	955	900	
	"	"		夜間	2	603	600	夜間	2	955	900	
	11	11		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	300	
	11	洋室2		午前	3	904	900	午前	3	1,432	1,400	
	II .	"		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	955	900	
	II .	"		夜間	2	603	600	夜間	2	955	900	
	11	)) ))		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	300	
	"	洋室3		午前	3	339	300	午前	3	537	500	
	"	"		午後①及び午後②	2	226	200	午後①及び午後②	2	358	300	
-	"	"		夜間 延長使用料	0.75	226 84	100	夜間 延長使用料	0.75	358 134	300 100	
	講座室	洋室		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	川	// # //		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	"	"		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
	"	"		延長使用料	0.75	197	100	延長使用料	0.75	313	300	
見童青少年センター	ホール(舞台を使用)	洋室		午前	3	6,904	6,900	午前	3	11,928	11,000	
	11	"		延長使用料	0.75	1,726	1,700	延長使用料	0.75	2,982	2,900	
	ホール(舞台を使用しない)	洋室		午前	3	4,438	4,400	午前	3	7,668	7,600	
	"	11		延長使用料	0.75	1,109	1,100	延長使用料	0.75	1,917	1,900	
	集会室1	洋室		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	II .	11		延長使用料	0.75	197	100	延長使用料	0.75	313	300	
	スタジオ1	洋室		午前	1	188	200	午前	1	298	200	
	スタジオ2	洋室		午前	1	188	200	午前	1	298	200	
	スタジオ3	洋室		午前	1	188	200	午前	1	298	200	
大宮児童館	体育室	1/3面使用	<b>作</b>	午前	1	239	1,000	午前	1	250	300	
N. 名. 冗. 里. 即	遊戯室	洋室 "	集会使用	夜間 延長使用料	0.75	1,055 395	1,000	夜間 延長使用料	0.75	1,671 626	1,600	
5荻北児童館		洋室	集会使用	<b>並長使用科</b> 夜間	0.75	1,055	1,000	<b>並長使用科</b> 夜間	0.75	1,671	1,600	
コットイレブに里畑	近似主 リ	件至	集会使用	(文 町) 延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
<b>幸福寺児童館</b>	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	2,412	2,400	夜間	2	3,820	3,800	
v / u.zz.mH	II II	## #	集会使用	延長使用料	0.75	904	900	延長使用料	0.75	1,432	1,400	
ļ	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
•	遊戯室(半面)		体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
記ノ内南児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,809	1,800	夜間	2	2,865	2,800	
	IJ	"	集会使用	延長使用料	0.75	678	600	延長使用料	0.75	1,074	1,000	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	-
	遊戯室(半面)		体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
<b>以田児童館</b>	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,149	2,100	
	<i>II</i>	<i>II</i>	集会使用	延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	800	
	遊戯室(全面)	11	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
高井戸児童館	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	

	1	1		ļ .		現行				改定		
施設名	場所	区別1	区別2	時間 区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
x天沼児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,149	2,100	
	11	11	集会使用	延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	800	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
E 沼児童館	集会室	洋室	集会使用	午前	2	754	700	午前	2	1,194	1,100	
	"	"	集会使用	夜間	2	754	700	夜間 延長使用料	2	1,194	1,100	
宮森児童館	遊戯室	洋室	集会使用	延長使用料	0.75	282 3,166	200 3,100	夜間	0.75	5,014	400 5,000	
百杯儿里印	が正原文主	#±	集会使用	延長使用料	0.75	1,187	1,100	延長使用料	0.75	1,880	1,800	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
(原児童館	遊戲室	洋室	集会使用	夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,388	2,300	
	"	11	集会使用	延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	800	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
1田中央児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,149	2,100	
	//	JJ	集会使用	延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	800	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
前南児童館	遊戲室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用 集会使用	夜間	2	359	400	夜間 夜間	2	375	400	
用冗里组	遊戯室	件单 #	集会使用	夜間 延長使用料	0.75	2,412 904	2,400 900	延長使用料	0.75	3,820 1,432	3,800 1,400	
	遊戯室(全面)	// // // // // // // // // // // // // /	来云1丈/円 体育レクリエーション使用	夜間	0.75	719	700	夜間	0.75	750	700	
	遊戲室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
<b>-</b> - - - - - - - - - - - - - - - - - -	会議室	和室	集会使用	午前	2	301	300	午前	2	477	400	
	11	"	集会使用	夜間	2	301	300	夜間	2	477	400	
	11	11	集会使用	延長使用料	0.75	113	100	延長使用料	0.75	179	100	
	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,508	1,500	夜間	2	2,388	2,300	
	11	11	集会使用	延長使用料	0.75	565	500	延長使用料	0.75	895	800	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
可佐谷児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,671	1,600	
克井戸旧奈約	が作ら	"	集会使用	延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
上高井戸児童館	遊戯室	" "	集会使用	夜間 延長使用料	0.75	1,508 565	1,500 500	夜間 延長使用料	0.75	2,388 895	2,300 800	
	遊戯室(全面)	洋室	米云IC/TI 体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
N.井児童館	多目的室	洋室	集会使用	午前	2	904	900	午前	2	1,432	1,400	
	"	"	集会使用	夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	1,400	
	11	11	集会使用	延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
	"	11	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戲室	洋室	集会使用	夜間	2	1,960	1,900	夜間	2	3,104	3,100	
	11	11	集会使用	延長使用料	0.75	735	700	延長使用料	0.75	1,164	1,100	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
<b>ド窪児童館</b>	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	2	1,658	1,600	夜間	2	2,626	2,600	
	リンドを与(人工)	)) ))	集会使用	延長使用料	0.75	622	600	延長使用料	0.75	985	900	
	遊戯室(全面) 遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間 夜間	1	719 359	700 400	夜間 夜間	1	750 375	700 400	
「高井戸児童館	遊戲室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
ども・子育てプラザ和泉		洋室	集会使用	夜間	2	1,960	1,900	夜間	2	3,104	3,100	
	II	"	集会使用	延長使用料	0.75	735	700	延長使用料	0.75	1,164	1,100	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	719	700	夜間	1	750	700	
	遊戯室(半面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	1	359	400	夜間	1	375	400	
ぎのき生活園	会議室	洋室		午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,223	3,200	
	11	"		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,149	2,100	
	II .	11		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,149	2,100	
2 1 1-45-d/ A-4-	)) ^ ** -	"		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	800	
土博物館	会議室	洋室	-	午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	452	400 100	夜間 延長使用料	0.75	716 268	700 200	
すもす生活園	ホール	洋室		<del>延長使用科</del> 午前	0.75	1,809	1,800	<sup>延長使用科</sup> 午前	0.75	2,865	2,800	
7 も 7 主 1 日 国	//-/V	件单 #		十一門 午後①及び午後②	2	1,809	1,800	十 門 午後①及び午後②	2	1,910	1,900	
	"	"		夜間	2	1,206	1,200	夜間	2	1,910	1,900	
	"	"		延長使用料	0.75	452	400	延長使用料	0.75	716	700	
のはな生活園	会議室	洋室		午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,507	2,500	
. 15.25 THE	工概主	// // // // // // // // // // // // //		午後①及び午後②	2	1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,671	1,600	
	L	+	+			-				•		
	"	11		夜間	2	1,055	1,000	夜間	2	1,671	1,600	

	1	ı				現行				改定		ALL 2 -
施設名	場所	区別1	区別2	時間 区分	時間	現行使用料 計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
男女平等推進センター	集会室2	洋室		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
井草区民事務所	" 下井草会議室	" 洋室1		延長使用料 午前	0.75	282 791	700	延長使用料 午前	0.75	1,253	1,200	
	川	"		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	II.	11		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
	II .	)) ))		延長使用料	0.75	197	100	延長使用料	0.75	313	300	
	11	洋室2		午前午後の及び午後②	2	678 452	600 400	午前 午後の及び午後②	3	1,074 716	1,000 700	
	"	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	II.	"		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	II.	和室		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	11		夜間 延長使用料	0.75	754 282	700 200	夜間 延長使用料	0.75	1,194 447	1,100	
互荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	"	"		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	II .	11		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	
	//	<i>))</i>		延長使用料	0.75	197	100	延長使用料	0.75	313	300	
	上井草会議室	洋室1		午前午後の及び午後②	3	678 452	600 400	午前 午後①及び午後②	3	1,074	1,000 700	
	"	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716 716	700	
	"	"		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	II .	洋室2		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	II .	II .		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	377	300	夜間 延長使用料	0.75	597	500 200	
	"	" 洋室3		午前	3	141	1,100	午前	3	223 1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	11		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	II	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
获窪区民事務所	荻窪会議室	洋室		午前	3	1,583	1,500	午前	3	2,507	2,500	
	"	"		午後①及び午後② 夜間	2	1,055 1,055	1,000	午後①及び午後②	2	1,671 1,671	1,600 1,600	
	"	"		延長使用料	0.75	395	300	延長使用料	0.75	626	600	
	II.	和室		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	II .	11		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	JJ	11		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	成田会議室	洋室		延長使用料	0.75	282 1,131	1,100	延長使用料 午前	0.75	1,791	1,700	
	川 川	# #		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	II .	11		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
高円寺区民事務所	和田会議室	洋室		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	"	11		午後①及び午後② 夜間	2	904 904	900	午後①及び午後② 夜間	2	1,432 1,432	1,400 1,400	
京十二〇〇日東東沿	"	"		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
	II.	和室		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	II .	11		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	JJ	11		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	" 高円寺中央会議室	// // // // // // // // // // // // //		延長使用料	0.75	141	1,100	延長使用料 午前	0.75	223 1,791	1,700	
	川 川	伊至1 //		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,191	1,100	
	II.	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	11	"		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	II .	洋室2		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	II II	"		午後①及び午後② <b>2友 月月</b>	2	754 754	700	午後①及び午後② <b>2万</b> 日日	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間 延長使用料	0.75	754 282	700 200	夜間 延長使用料	0.75	1,194 447	1,100	
	"	和室		午前	3	904	900	午前	3	1,432	1,400	
	11	11		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	955	900	
	"	11		夜間	2	603	600	夜間	2	955	900	
	》 近田山 <b>仝</b> 謙宏	// // // // // // // // // // // // // /		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	300	
高井戸区民事務所	浜田山会議室	洋室1		午前午後の及び午後②	2	2,035 1,357	2,000 1,300	午前 午後①及び午後②	2	3,223 2,149	3,200 2,100	
	"	"		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,149	2,100	
	"	"		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	800	
	11	洋室2		午前	3	791	700	午前	3	1,253	1,200	
	"	"		午後①及び午後②	2	527	500	午後①及び午後②	2	835	800	
	"	]]		夜間	2	527	500	夜間	2	835	800	

	場所	区別1	区別2	現行								
施設名				時間 区分	時間	現行使用料計算額(円)	現行使用料 (円)	時間区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)	備考
高井戸区民事務所	浜田山会議室	洋室3		午前	3	678	600	午前	3	1,074	1,000	
	"	"		午後①及び午後②	2	452	400	午後①及び午後②	2	716	700	
	II	"		夜間	2	452	400	夜間	2	716	700	
	II	11		延長使用料	0.75	169	100	延長使用料	0.75	268	200	
	n	和室		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	"	11		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	"	11		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	II .	11		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
永福和泉区民事務所	方南和泉会議室	洋室1		午前	3	1,357	1,300	午前	3	2,149	2,100	
	II .	"		午後①及び午後②	2	904	900	午後①及び午後②	2	1,432	1,400	
	II .	"		夜間	2	904	900	夜間	2	1,432	1,400	
	n .	"		延長使用料	0.75	339	300	延長使用料	0.75	537	500	
	II .	洋室2		午前	3	904	900	午前	3	1,432	1,400	
	II .	"		午後①及び午後②	2	603	600	午後①及び午後②	2	955	900	
	II .	"		夜間	2	603	600	夜間	2	955	900	
	II	11		延長使用料	0.75	226	200	延長使用料	0.75	358	300	
	桜上水会議室	洋室1		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	II .	"		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	II .	11		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	II .	11		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
	II	洋室2		午前	3	565	500	午前	3	895	800	
	II .	"		午後①及び午後②	2	377	300	午後①及び午後②	2	597	500	
	II .	11		夜間	2	377	300	夜間	2	597	500	
	II .	11		延長使用料	0.75	141	100	延長使用料	0.75	223	200	
高円寺障害者交流館保健医療センター	集会室1	洋室		午前	3	2,035	2,000	午前	3	3,223	3,200	
	II .	"		午後①及び午後②	2	1,357	1,300	午後①及び午後②	2	2,149	2,100	
	II	"		夜間	2	1,357	1,300	夜間	2	2,149	2,100	
	II	"		延長使用料	0.75	508	500	延長使用料	0.75	805	800	
	集会室2	洋室		午前	3	1,017	1,000	午前	3	1,611	1,600	
	II .	"		午後①及び午後②	2	678	600	午後①及び午後②	2	1,074	1,000	
	II .	"		夜間	2	678	600	夜間	2	1,074	1,000	
	"	"		延長使用料	0.75	254	200	延長使用料	0.75	402	400	
	会議室	洋室		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	<i>II</i>	<i>II</i>		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	
	講堂	洋室		午前	3	2,488	2,400	午前	3	3,940	3,900	
	"	"	1	午後①及び午後②	2	1,658	1,600	午後①及び午後②	2	2,626	2,600	
	"	"		夜間	2	1,658	1,600	夜間	2	2,626	2,600	
	"	JJ		延長使用料	0.75	622	600	延長使用料	0.75	985	900	
防災会議室	洋室	洋室		午前	3	1,131	1,100	午前	3	1,791	1,700	
	"	"		午後①及び午後②	2	754	700	午後①及び午後②	2	1,194	1,100	
	"	"		夜間	2	754	700	夜間	2	1,194	1,100	
	"	11		延長使用料	0.75	282	200	延長使用料	0.75	447	400	